

検査制度の見直しに関する検討チーム 第7回会合議事録

平成28年11月18日（金）

原子力規制委員会

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

検査制度の見直しに関する検討チーム第7回合 議事次第

1. 日 時：平成28年11月18日（金）16:00～18:19

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室B,C

3. 出席者

(1) 原子力規制委員会

更田 豊志 原子力規制委員会委員

(2) 外部専門家（五十音順）

勝田 忠広 明治大学法学部 准教授

関村 直人 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授

高橋 滋 法政大学法学部 教授

(3) 原子力規制庁職員

安井 正也 技術総括審議官

山田 知穂 制度改正審議室長

金子 修一 制度改正審議室統括調整官

平野 雅司 制度改正審議室企画調整官

吉野 昌治 制度改正審議室企画調整官

伊藤 信哉 制度改正審議室制度改正審議専門職

古作 泰雄 制度改正審議室制度改正審議専門職

高須 洋司 制度改正審議室制度改正審議専門職

村尾 周仁 制度改正審議室制度改正審議専門職

村上 恒夫 制度改正審議室制度改正審議専門職

(4) 事業者

増田 博武 中部電力 執行役員 原子力本部 原子力部長

爾見 豊 関西電力 原子力事業本部 チーフマネージャー

尾野 昌之 電気事業連合会 原子力部長

三澤 毅 国立大学法人京都大学原子炉実験所 教授

4. 議 題

(1) 検査制度の見直しに関する中間取りまとめについて

(2) 検査制度の見直しに関するWGの検討状況について

(3) その他

5. 配付資料

- 資料 1 - 1 検査制度の見直しに関する中間取りまとめについて
- 資料 1 - 2 検査制度の見直しに関する中間取りまとめ
- 資料 2 - 1 被規制者に検査の実施主体が変更されるものの検査内容等について（第 1 回WG資料）
- 資料 2 - 2 監視・評価の実施プロセスについて（第 2 回WG資料）
- 資料 2 - 3 監視の視点及び対象範囲について（第 3 回WG資料）
- 資料 2 - 4 各WGにおける議論について
- 資料 3 検査制度の見直しに関するワーキンググループにおける事業者としての認識（電気事業連合会資料）

<参考配布>

- 参考 1 検査制度の見直しに関する検討チーム第 6 回会合の取り扱いについて
- 参考 2 WGスケジュールによる詳細スケジュール

<机上参考資料>

- ・原子力安全のための規制基盤に係る自己評価書要約（平成 27 年 10 月 28 日原子力規制委員会資料）
- ・日本への総合規制評価サービス（IRRS）ミッション報告書（平成 28 年 4 月 25 日原子力規制委員会資料別添 1, 2）
- ・IAEA安全基準 GSR Part 1 政府、法律及び規制の安全に対する枠組み

【議事録】

○更田委員

それでは、定刻になりましたので、検査制度の見直しに関する検討チームの第7回会合を開催いたします。

本日も勝田先生、高橋先生、関村先生、どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、事業者からの意見聴取ということで、今回も事業者のほうからの参加をいただいております、中部電力 増田さん、関西電力 爾見さん、電事連 尾野さん、それから京都大学原子炉実験所 三澤先生に参加をいただいております。どうぞよろしくお願いをいたします。

議事次第を御覧ください。前回の会合が地震の関係で人形峠警戒事象で、私たち、緊急体制に入ってしまったので、この会合を流会とさせていただいて、資料の送付をもってという形にしましたけれども、そこで御報告する予定であった検査制度の見直しに関する中間取りまとめについて、それから、その際に、ここで議論をする予定でしたけれども、これについても御連絡する形で御了解をいただいてワーキンググループが既に動いておりますので、そのワーキンググループでの検討状況について、ここで挙がっている論点について紹介をしていただいて、ポイントについて御意見をいただきたいと考えています。

配付資料については、過不足があればお知らせいただければと思います。

それでは、まず、議題1ですが、これは事務局のほうから、金子さんのほうから説明をしてもらいます。

○金子統括調整官

原子力規制庁の金子でございます。

お手元の資料1-1と1-2、それから、参考1というのをお手元にお出しただけだと思います。資料1-1に中間取りまとめにつきましての、今、更田委員からも紹介があった10月21日の書面審議という形にさせていただきましたが、検討チームでの議論を踏まえまして、その後、資料1-1、2.にございますように、原子炉安全専門審査会と核燃料安全専門審査会の合同審査会におきましてもお諮りをいたしまして、二つほど御意見を頂戴しました。

これは、一つは規制機関の役割をもう少し丁寧にパブコメの対応の回答の中で説明をしたほうが良いというような御指摘がありましたので、これは回答のところで説明を加えるような形で対応をさせていただいた形にさせていただきます。

それから、もう一つ、(2)に中間取りまとめに用語集を入れましたけれども、そのリスクの内容について、いわゆる確率でいうところの期待値のような形で説明をしておりましたが、最近の趨勢は、それはもちろんそうなのだけれども、完全に定量的なものということだけではなくて、いろいろなシナリオに基づいた量的なものということでIAEAやNRCもそういう説明ぶりを使っているの、そういう形に直したほうが良いのではないかと御指摘をいただきましたので、その点については修正をさせていただきます。お手元の資料1

の中間取りまとめで申し上げれば27ページのところになります。

それから、その後、第41回原子力規制委員会とありますが、11月2日にこうした御意見も踏まえて反映をさせた中間取りまとめ案をお諮りをいたしまして、委員会としても、この中間取りまとめでよろしいということで御決定をいただいたという形になったものが資料1-2、そのものでございます。

それから、一番最初に申し上げた書面審議的にさせていただいたところにつきましては、この中間取りまとめについて電気事業連合会のほうからコメントを頂戴してございます。それが参考1の2ページ目から、裏面になっていきますけれども、別紙という形でついているものでございます。具体的な修正をした箇所は1点だけでございますけれども、中間取りまとめの15ページの図を入れたところに、図の上に四角囲いのポイントを御説明をした記述もあわせて入れるというような形で追加をさせていただいて、あとのコメントは、今後の検討の内容としてしっかりと制度設計をしていくということであるとか、議論を十分に尽くして、中身を充実させるといったようなコメントを頂戴しておりますので、それについては、またワーキンググループでの議論にも反映をさせていくというような対応でさせていただいてございます。

というのが、今日、中間取りまとめとしてお配りをしているものに係る最後の部分の経緯でございますので、念のため、もしお気づきの点がありましたら、御確認をいただければということで、これは御報告をさせていただく部分でございます。

何かございますでしょうか。

よろしければ、次のほうの御説明に入らせていただきたいと思います。

議題2の関係でございます。資料2-1から、ワーキンググループで使いました資料を資料2-1、2-2、2-3とおつけをさせていただきますので、まずそこを少し御紹介させていただいて、今日、特にワーキンググループでも議論になった点を御紹介を申し上げ、皆さん方からお気づきの点がありましたら、また御議論をいただきたいというふうに思っております。

資料の中に日付が、今日の日付になっておりますけれども、第1回～3回目まで、3回は今週の火曜日でしたけれども、開かせていただきまして、1回目では検査の主体が国から事業者に移るものにつきまして、どういう内容を記述していったらいいのか、どういうことを明らかにしていったらいいのかということを議論させていただいた会議でございます。

したがって、資料2-1の、まずちょっと後ろから見ていただいたほうが作業のイメージが付きやすいので、別表1というのがちょっと小さな字の表でずっと書いて、表の中に規則で定めている事項をざっと並べているページがございます。これは、許可の関係から工事計画の認可、あるいは使用前検査、施設定期検査、燃料体の検査や設計認可とか、そういったものがざっと並んでいる規則の規定が書いてございまして、そういったものについて、今回の制度の見直しに合わせて見直しをしなければいけないものというのを左から4段目といたしましょうか、右から2段目のところに、そういう方針をざっと書き込んでございます。特に発電用原子炉を中心に並べてございますので、それ以外の施設について記

述をする際の留意点というのを一番右側に並べてという形で作業をしたもののものでございます。

これですとなかなかおわかりいただきにくいので、この作業を少し概略としてまとめているものが、今の資料の頭のほうになりますので、最初のほうにちょっとお戻りいただければと思います。1ページ目を御覧ください。

1ページ目では、被規制者が行うこととして義務付ける検査、現在の使用前検査と施設定期検査、それから、定期事業者検査はもともとありますけれども、こういったものを新たな制度としては、供用前の検査として、検査の内容や検査に係る手続きといったものを先ほど見ていただいた規則に書いてあるもののリストに従って、規定を、事業者がやる内容であり、手続きというものを規定していかなければならないということが書いてあります。

それから、供用開始後につきましても同様でございますけれども、検査の内容と手続きについて、先ほど見ていただいたような項目についての明確化をするというような形になります。

この実際の規則そのものの内容については、これから作業をして具体的に作り込むということになりますけれども、見ていただいたような事項があるということでございます。

それから、次のページでございますけれども、事業者が行う検査の内容や手続きのことで、それを特定するための先ほどの別表1で整理をしたことになりますけれども、実際に規定の内容をどういうふうに整理をしていくかということで、先ほど見ていただいた表の後ろに、今度、別表2というのがございまして、それぞれ検査の内容としてどんなことが書いてあるのかというのを検査の種類ごとに、小さな字の表で恐縮ですけれども、記述をしております。

したがって、そういう内容について新しい規則の中で規定をしていくということになりますけれども、どの程度まで詳細化をして検査の内容を書いていくのかということが、実は論点としてはございますので、そこは、また事業者なりからの御意見もいただいておりますけれども、ここでも議論をさせていただければということで、後でまとめて論点として紹介をしたいと思います。というようなところが2点目。

それから、内容を具体的に検討する際に、どういうことに留意をしていかなければいけないかということが3ページ目で少しまとめてございます。検査の対象につきましては、例えば、この水色の四角に囲ってございますように、溶接に係る検査とか施設定期検査では、その対象範囲を具体的な規則の中で特定をしているということですが、実際は、性能を求められているというのが法の規制の内容でございますので、検査を実施するということを考えますと、被規制者が自分で、検査で確認すべきことを、規制で要求されていることとの関係で特定すべきだというふうに考えておりますので、あらかじめ、その検査の対象の、例えば機器とか施設とか、あるいはやり方とかというのを細かく規定するようなやり方は適切ではないだろうというふうに考えてございます。ここもある意味、仕様で

書くのではなくて、性能的に求められるものはどういうことか、検査で確認しなければならないことはどういうことかということをはきちんと明確になるというようにしたいと思います。

ただ、一方で、その要求事項が不明確で検査対象が事業者において特定できないというようなことがないように、そういった要求事項で不明確になるようなものがないかどうかというのはきちんと考えていかなければいけないというふうに考えてございます。

それから、手続き面につきましては、先ほど見ていただいた事項の中で検査の対象の設備を使用する前に規制機関が適合性などを確認しなければならないようなものは手続きとしてしっかり書かなければいけないだろうというのは自明でございますけれども、そういうのがございます。

それから、その検査の規制要求、適合性確認というものでは、放射線管理とか保守管理の目標とか計画とかというのが必要なわけではないので、従来は一体として申請の際に提出をしていただいているような書類がありますけれども、そこは整理をして、必要なものを必要なところでやっていくというような形にしたいと考えてございます。というようなことを明記してございます。

それから、検査の時期、方法につきましては、節目が設けられるものにつきましては、しっかりとその時期、あるいは工程のタイミングといったものを明確にしていくということがございます。

それから、その検査の計画を事業者に作っていただくことになりますので、その内容的確になっているかどうかというようなことを確認する必要がありますので、検査計画とか実施要領書の作成を義務付けるということと、検査結果を実際に記録として保存をしていただくというようなことも検査の方法として書いていくということになってございます。

それから、先ほどの規制機関との手続き、今度は供用開始後の検査につきましては、日常的に行う監視・評価の仕組みというもので対応するので、特に申請的な手続きは特段ございませんけれども、施設定期検査の見合いの部分で報告をしていただくとかというようなこともありますので、そういった報告の時期と内容のようなものは特定をする必要があるということ。それから、施設定期検査の実施のタイミングといたしましては、どれぐらいの期間の間の中でやっていくかというようなものにつきましては、保安規定で明確化をするということですので、保安規定で認可をされた範囲の中で運用をしていただくというような形になるかというふうに思っております。

それから、4ページ目に参りますけど、さらにちょっと具体的にどういう文書が必要になってくるかということを書いているものが4ページ目でございます。現在も国が行うためのガイドとか解釈類としていろいろな文書が用意され、それから運用要領のようなもの、それから、検査の結果の記録として行う、あるいは、検査を実施するための要領として行う実施要領書、成績書とか合格証というようなものが用意をされておりますので、そういったものに対応するものを規制機関側からお示しする文書であり、被規制者のほうで御用

意をいただくいろいろな検査の手続きについての文書類というものを作っていく必要があると。特に、被規制者の側のものについては、JEACとかJEAGの民間規格の活用というものも考えていくということがございますので、今後、具体的な中身は検討されていくということになるかと思っておりますけれども、そういったものについてもうまくエンドースできるものについては活用していくという方向で考えたいということで、文書体系を整えるという方針をお示ししてございます。

それから、念のため、5ページ目には、今申し上げたリストになっていたガイドとか運用要領とか、そういったものの体系をちょっと図で示したものでございます。

6ページ目は、使用前検査で作っているものの目次的なものとか、具体的にどんなことが書いてあるかというイメージを少しわかりやすくするために例を入れてございます。7ページ目も成績書とか実施要領書のイメージという形になっておりますので、これに類するものを実際には作っていくということになるかということでございます。

それから、8ページ目からは、今度は工事計画の認可につきまして、溶接の方法でありますとか、それから燃料体設計の設計認可が工事計画の認可等に吸収をされて一本化をするというつもりで考えてございますので、その手続きの構造が変わるということもございますし、ただ、従来やっている手続きのタイミングとか、あるいは書類を作成する負担とか、そういったものがあまり大きく変更になって事業者負担にならないようにというようなことを考えながらやっていかなければいけないというふうには考えてございます。

ここでは、燃料体について、特に品質管理の確認方法の例ということで、それぞれ燃料体設計の際の審査と燃料体検査の際の確認の状況が新しい制度ではどうなっていくかということを模式的に図では表させていただいております。

それから、9ページ目、これは検査そのものではありませんが、先ほど小さな字の表を見ていただきましたけれども、その中で改訂が必要になる事項として、品質管理の方法の取り扱いをどうしていくかという点が実は出てまいります。四角の中にありますように、現在の体系では、工事計画の認可、あるいは方法の認可の申請書の本文事項及び保安規定の記載事項ともなっている品質管理の方法というのは、許可、あるいは指定の段階の申請書において本文記載事項とするという方針を今お示ししてございますけれども、要するに、前段階のほうから品質管理をしっかり見られるようにしようというような措置を考えておりますので、それに合わせてお出しいただく書類の具体的な内容であるとか手続き、それに必要な文書体系というのを整理するというところで考えたいと思っております。

その意味で、設置許可の段階で必要になる規程類、あるいは運用方法のイメージ、それから工事計画の認可、それから保安規定の中でどういうふうを書くのかというのを少し構造的にわかるように整理をしたものが9ページの表という形になってございます。

それ以降は、先ほど見ていただいた別表類ですので、御説明は先ほどのものでかえさせていただきます。

事業者検査主体に移行するものについて、以上のとおりでございますけれども、この

先も続けて御説明させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、2回目の資料2-2というのを御覧ください。この回は、監視・評価の実施プロセスの全体像を御議論させていただいた回でございまして、米国でいうところのROPをどのように日本版にある意味引き移してくるかという議論をさせていただきました。

1ページ目をお開きいただきますと、検討をしなければいけない事項のうちの、この2回目のワーキンググループで検討した事項というのを赤い字で示させていただいておりまして、まだ今後、4回目なり3回目なりで議論をする事項というのが黒い字のところになってございますので、赤い部分を御説明する、あるいは御提案する資料になっているというふうに御理解ください。

全体の流れは2ページ目にフローチャートの示してございますけれども、監視・評価のプロセス全体の流れということで書いてございます。検査をまず監視・評価の監視の活動として実施いたしますけれども、この検査は規制機関の検査ということで、検査①、②、③、④、いろいろな検査の視点とか種類というもので、常駐の検査官が通常の運転状態を確認するような基本的な検査もあれば、頻度のある程度決めて、年に一遍とかというような形で確認に行くような内容の検査みたいなものも、この中にいろいろ含まれているということですが、この検査の区分けの仕方は、また実は5回目のワーキンググループで御議論いただくことにしていますが、そういったいろいろな検査の結果、気付き事項が出てまいりますので、その気付き事項をどういうふうに評価をするかというところが、真ん中のオレンジ色の四角になります。

個別事項の重要度の評価、米国でいうところのSDPに当たるプロセスです。ここで気付き事項が、どの程度、安全上の影響があるのかということの評価した上で、その個別事項について対応しなければならない措置があれば、左側に矢印が赤とオレンジで伸びていきますけれども、法律上の強制措置をとらなければならないようなケース、あるいは指導をしなければいけないようなケース、あるいは良好事例として取り上げるというような場合もあるかと思っておりますけれども、そういった対処をとるという形になります。

このSDPを踏まえて、それをさらに幾つかの領域ごとにまとめて評価をした結果というものをプラントごとの総合的な評定というところのインプットにいたしまして、プラントごとの総合評定をすると、ここは米国でいうところのアクション・マトリックスにこの個別事項の重要度評価をインプットとして入れて、総合評定をしていくというプロセスになります。その際には、ちょっと検査結果のところまじって書いてございますけれども、小さな字で緑色の上の矢印のほうの②というところに「安全確保の水準の指標の実績」とあります。これがパフォーマンス・インディケータの部分になりますけれども、それもプラントごとの総合的な評定のインプットとして使っていくというようなプロセスで考えてございます。したがって、ここら辺の流れは、基本的には米国のプロセスと同じような形になっているということです。

総合的な評定を踏まえまして、次の機能、例えば、次の1年の監視の程度というような

ものを設定して、留意すべき事項があれば監視を強化するというような形になりますけれども、上にフィードバックの緑のループがかかって、検査の実施につなげていくというような形の監視・評価のプロセス全体の流れを組んでおります。

ここでもう一つ大事なことは、今申し上げた気付きの事項の内容、それから、それがどの程度の重要性を持っているのかということ、それから、その結果としてどういう措置を講じたか、さらに総合的な評価がどうなったかということなどにつきましては、一番右に太い矢印で書いてありますけれども、被規制者に通知するのはもちろんですけれども、世の中に対してもしっかりと公表して見える化をしていくということがとても大事だということで考えてございます。それを実際には社会的な意味でのフィードバックとしても活用して、被規制者が保安活動を自ら改善するような一つのプレッシャーといいたいまいしょうか、きっかけにさせていただくというようなこともあろうかというふうに思っておりますので、それもあえてプロセスの中に含めさせていただきました。

今申し上げた全体の構造の中の重要度評価の部分につきまして、3ページ目にそのプロセスの大まかな流れを御説明させていただいております。大きく2段階になっておりますけれども、常駐の検査官が実際にサイトの中でいろいろな監視活動、確認活動を行った中で指摘事項として気付き事項を見つけた際に、被規制者による改善措置をその場で講じてもらえれば、基本的には完結をする領域というものにつきましては、基本的に現場対応をしていくというようなことで、緑色の領域の中で対応できるようにしたいと思います。中身によって、専門の検査官が適宜アドバイスをするとか、事象の重要度影響の評価を手伝うといったようなことはあろうかと思っておりますけれども、基本的には常駐検査官が専門検査官の支援を受けながら現場対応で回っていく世界というのを、まず軽微な段階として考えてございます。

それでは十分に対応ができないというものにつきましては、より専門的な検討、これは先ほどの安全性の影響度の評価をさらに緻密にやっていくというようナリスク情報の活用の部分もございませし、さらに専門的見地からどの程度深刻な問題になり得るのかといったようなシナリオの検討のようなものも含めて考えていくということで、白いラインで書いてございますけれども、専門検査官による分析、あるいは、その結果を被規制者にも暫定の結果として通知をし、公開の場での議論なども踏まえて、最終的には原子力規制委員会の組織として重要度決定する。決定が行われますれば、その後、必要な措置を講じるということになりますので、そこは重要度決定プロセスそのものではないので対応措置へという形で省略をさせていただいておりますが、そういう大きく2段階的な、現場レベルで解決できるものは、そのレベルで考えていく。それを超えるようなものについては、より専門的な形で規制委員会、規制庁全体として取り組んでいくというような形のものを考えているということでございます。ここも米国のSDPに近いプロセスというふうになっているということでございます。

それから、4ページ目が、そのさらに次の段階の総合的な評価の考え方でございます。

アクション・マトリックスに近いもののイメージということで御覧をいただければと思います。

ポイントは、一番左側の「自律的改善状態」というふうに書いてある欄でございます。ここは、規制関与が必要な指摘もなく、かつ、自律的というか、主体的に被規制者がいろいろな安全水準を向上させるための活動をやっている、安全水準がどんどんある意味向上しているというような状況で、非常にいいスパイラルが回っている状態ということで、プラスの評価ができるようなものというのを一つ作ってはどうかというような御提案でございます。ここについては、後ほども出てくると思いますけれども、こういう評価の評定の領域が要るのか、要らないのかということも含めて、今日もぜひ御議論をいただければというふうに思っております。

それから、その次の2段目にありますのが、基本状態ということで、気付き事項が特段なかったり、自律的な改善が可能な軽微な指摘があるというぐらいの程度で、アメリカの評価の色で申し上げればグリーンの状態以下というようなところしか出てこなかった場合には、この基本状態として評価をされるかなど。この状態のネーミングにつきましては、また幾らでも修正が可能かと思っておりますけれども、とりあえず仮につけてある名前ということで御覧をいただければと思います。

それから、その次が劣化兆候状態ということで、少し規制のインターベーションが必要になるような、あるいは、監視の強化が必要になるぐらいの程度の事象が観測されたような状態、それから、さらに事象としては悪化が進んでいて劣化の状態、あるいは深刻な劣化の状態ということで許容できないパフォーマンスの劣化があるという一番右側のレベルは、米国のアクション・マトリックスでいくところの一番右側のカラムと同じような状態というふうに考えてございます。この線をどこら辺で引くかというのは、実はこの回のまた次の次の第4回で御議論をさせていただくようにしてございますので、大きく考え方としてこれぐらいの5つの状態を設定してはどうかというようなものとして御提案をさせていただいているというふうに御理解いただければと思います。

それから、その次のページは、先ほどもう一つ大事な視点ということで公表をする部分について、どういう内容を公表していくのかということイメージとして書いたものでございます。個別事案ごとの評価内容の公表イメージと書いてございますけれども、事象の概要は当然ですけれども、どういう問題があったのかということの分析及びその結果、それから、安全影響の評価の内容、どの程度深刻なのかということ、可能な場合にはPRAみたいなものを用いた分析の結果を少し定量的にお示しすることも含めて考えていきたい。それから、具体的にその結果としてどういう対応を規制機関として、あるいは被規制者の事業者の側がとったのかということの内容として加えるような形での公表をしていきたいというふうに考えてございます。

その後ろのページは、参考としてアメリカのプロセスを念のためもう一度書かせていただいているという形ですので、御説明は省略しますが、大体似たようなプロセス

になっておりながら、一番最後の9ページ目を御覧いただきますと、米国は、アクション・マトリックスと呼んでいるところは5つのカラムに分かれています。私どもが今提案をしておりますものは、全部の総数は5つですけれども、一番左側に、先ほど見ていただいたこの緑よりもっといいところというのを作っている関係で、5つが4つの領域にカテゴライズされているという点が一つ相違があるということで御認識をいただければと思います。

これが2回目の議論でございました。

それから、3回目の部分が資料2-3でございますけれども、今度は、監視をする際の視点とその範囲ということで7つのコーナー・ストーンとか3つのクロス・カッティング・イシューとアメリカで呼んでいるところの部分の議論をどういうふうに作っていくかという点でございます。

1ページ目をお開きいただいて、監視・評価の視点は、基本的に私どもの規制は、原子炉等規制法に基づくものでありますので、どういう視点を持っているかということについては、法の目的の中に明記がされてございます。赤い字で「災害を防止すること」というのと、「核燃料物質を防護する」と明記がされておりますけれども、これは、米国が重要領域を設定する際の実は考え方と呼応しているようなところが結果的にはございまして、原子力の施設の安全と放射線の安全というのが災害の防止に対応する部分、それから、核物質防護ということで大きく3つの領域があるということについては、米国と同じ構造というふうに考えてございます。

それを具体的な領域としてブレイクダウンするときの考え方ですが、原子力の施設の安全のところは、基本的には深層防護の考え方に基づいて規制の構造もそういうふうになってございますので、それに合わせて4つの段階というのをお示しさせていただいております。事故とかトラブルの発生を防止するための措置がきちんと動いているかどうかという視点、それから、何かがあったときのその影響を緩和するような段階の部分、それから、格納容器等の閉じ込めの維持ができていくかどうかというところ、それから、その後の段階として、重大事故等対処、あるいは大規模損壊対処という、新しく新規規制基準で要求をしたような内容のところの機能がきちんと動いているかどうかというような視点でございます。

この4つのところは、米国の仕組みとの対比で申し上げますと、濃い青で示した重大事故等対処及び大規模損壊対処のところは、緊急時の計画という形に米国ではなっていて、少し違う内容でございますけれども、規制の考え方、規制要求の考え方との関係では、日本におきましては、この4つの段階をお示しするのがよろしいのではないかとということで御提案をさせていただいているものでございます。ここもまた御議論のあり得るところだと思います。

それから、放射線安全と核物質防護のところにつきましては、あまり視点の差はございませんので、米国と全く同じような形ですけれども、公衆に対する放射線安全と従業員

に対する放射線安全の管理をちゃんとできているかどうか、それから核物質防護がきちんとできているかどうかということですが、特にその後で出てきます横断領域との関係も含めて、核物質防護にはちょっと注記をさせていただいております。いわゆる防護措置ということのみならず、核セキュリティ文化をきちんと組織として醸成していくような活動がありますとか、安全と核セキュリティのインターフェース、調和、あるいは競合が起きたときの物の考え方みたいなものがやはり大事になってくる部分もありますので、そういったものも意識したような内容にすることで注記をさせていただいております。

これが、結果的には数は7つで米国と同じですが、先ほどの濃い青色のところ、若干、内容としては異なる部分があるというふうに御認識いただければと思います。

それから、その下に横断領域と書きました緑色の長い棒が3つ書いてございます。ここは、米国がどういうふうにこれを構造的に考えているかということ、いまひとつまだ明らかでないところはありますけれども、その組織が安全に必要な活動をしっかりやるというためには、その四角の中のちょっと小さな字で①、②、③とあります。まず、価値認識がしっかりしていること、要するに安全重視であるというようなことをしっかりと組織の職員であり、組織自体がきちんと持っているというような状況であることというのが1点目。それから、それを実際に業務として遂行するだけの能力を組織であれ、要員であれが持っているという状況が作られているかどうかという点。それから③で、それが機能的に動くように、あるいは円滑に進められるように、あるいはフィードバックがかかってよりよい状態に改善をしていくというようなPDCAサイクルのようなものも含めて、業務プロセスとしてきちんと確立をされているかどうかというようなところが大事なポイントではなかろうかというふうに考えました。

したがって、この3つの要素というのが横断的要素の中でも非常に大事な視点であろうということで、これもちょっと名前のつけ方が、必ずしも今申し上げたことと1対1対応しているかということにはございますけれども、価値認識をしっかり持つということにつきましても、安全文化醸成活動、先ほどの核セキュリティとの調和とかということも含めて取り上げてはどうかと。それから、業務遂行能力のところには、要員の業務遂行能力ということで書かせていただいて、これは組織の業務遂行能力ももちろんあるのですけれども、力量管理みたいなものもそうですし、人材育成もそうですし、実際にどういう能力が備わっているかということを見る視点、それから、問題の把握と解決というのがこの業務プロセスとしては大事な視点になるだろうということで3つの観点を示させていただいて、このクロス・カッティング・イシューに対応するようなものとして横断領域を設定してはどうかという構造にさせていただきます。これが、少し米国のコーナー・ストーンとクロス・カッティング・イシューを踏まえた形で日本なりに設定をしてはどうかという領域の考え方でございます。

それから、2ページ目からは、実際にそのエリアにどういうものが含まれているのかということで監視・評価の対象範囲というのを少し整理させていただいております。2ペー

ジ目は、現在、検査で実際に何を見ているかというようなことで、ここに入ってくるようなものが何があるかということです。従来やっている検査の内容そのものが並んでいただけですので、あまり新しいことはございませんけれども、そういったものをしっかりとこの監視・評価の対象として含めていく。特に、使用前検査の段階での品質保証体制の確認とかというものもございませし、それから、従来は法令では明確にされていなかった保安調査と呼んでいる日常の巡視・点検活動みたいなものも、この監視・評価の対象としては含まれてくるということで考えてございます。

それから、これは規制機関の検査の視点でどういうものが入ってくるかということを整理したものですけれども、3ページ目は、今度は事業者の保安活動としてどのようなものが行われているかという視点でそこの中に入ってくるものが何かということを整理させていただいたものでございます。

基本的には、保安規定に書いてある柱の事項を中心に並べさせていただいておりますけれども、設計から据付・施工、それから保守管理、運転管理、燃料管理云々というようなところが保安規定でも柱になる事項として列記をされておられるかと思っております。そこに入って必ずしも明記されていないものもありますので、少しその下に点々というスペースを作っております。

それから、核物質防護については、別途、核物質防護規定の中でいろいろやらなければならないことを規定させていただいておりますので、そういうものもございませし。それから、それを横断的によりよく動かしていくための品質保証の活動、それから安全文化のようなものも含めて対象になってくるということで、青い点線の四角で横断領域的なものもこの中に入っているということで示させていただいたものでございます。これは整理の仕方というものです。

それから、4ページ目、それを先ほど見ていただいた監視領域の設定との関係で大体どういうものがどこに含まれているだろうかと、対応関係を少し整理させていただいた表でございませし。あまり厳密に何がどこに入っているかということをはりかく議論をするためのものではございませしので、ここにも本当は丸がつくのではないかといった議論はあるかと思っておりますけれども、概ね先ほど見ていただいた7つの分野と3つの横断領域に対応して、今、事業者の方が行っている保安活動としてあるものはどういふところに対応づけがされるのかというのを、丸をつけて整理をさせていただきました。

品質保証活動は、もうほとんどいろんなところに関係があるということになりますので、安全文化とか要員の業務遂行能力、問題の把握・解決というところは、いずれも丸がつくのですが、うるさくなるので品質保証とか核物質防護のところだけに少し明示的には丸をつけたという形にしてございませし。

それから5ページ目、6ページ目が、今見ていただいたような対応関係を少し文字にして、その7つの領域プラス3つの領域にどのようなものが含まれているのかということを一リスト化して書かせていただいたものです。表現は、若干、細かくはしてございませしけれど

も、今、対応関係で見ていただいた丸のついているところを中心に書いたような形になっておりますので、細かな説明は省略いたしますけれども、どのようなものが入っているかというのを簡単に見ていただければと思います。

特に、7つの領域はあまり大きな議論はないかもしれませんが、横断領域にどんなものが入っているかというのは6ページの下の方の3段を御覧いただければと思います。安全文化醸成活動という言葉で表現をしましたが、品質方針とか活動目標・方針、組織内への活動目標の共有化とか、そういったコミュニケーション活動といったようなものも当然含まれ、これだけではなく、ほかのものもあろうかとは思いますが。

それから、要員の業務遂行能力のところは、先ほども申し上げましたが、力量管理とか保安教育、人材育成、施設の運転操作のための研修とか、こういったようなものがあるかと思えます。

それから、問題の把握及び解決については、評価改善活動というような大きなくくりで言えば一言ですけれども、マネジメント・レビューとか外部からのレビュー、内部監査、不適合管理、是正・予防処置とか、キャップ活動みたいなものもこういうところに入ってくだらうというふうに考えてございます。

それから、7ページ目が、実際に検査で気付きの事項が起きたときに、今の7つプラス3つの領域にどういうふうに反映されていくのかというものの若干、運用のイメージになってございます。上の四角の中に書いてありますように、検査の気付き事項は、いずれにしてもこの7つの監視領域と3つの横断領域に区分をして、どこに関係するのかというのを紐づけして反映をさせるということでございます。

それぞれの気付き事項の重要度というのが当然出てまいりますので、今ここでは赤とオレンジと薄いクリーム色でその重要度の程度を示させていただいておりますけれども、そういうものに応じて、それぞれのエリアの重みづけといたしまししょうか、色づけが出てくるという形になります。

したがって、例えば検査Aでは気付き事項①、②、③というのが出てきて、いずれも発生防止のところで懸念があると、特に重大な違反になるような安全上の懸念があるというものは赤く示させていただいておりますけれども、そうすると、発生防止のところに紐付けがあって、その部分の評価が、色で言えば赤のような評価になってくるというイメージでございます。

それから、そういう単純なものはそれでよろしいのですが、むしろ横断領域との関係が出てくるようなものにつきましては、例えば、検査Bの⑤という指摘事項は、閉じ込めの維持という安全機能のところにも影響があり、かつ、その原因として、例えば安全文化がきちんと根づいていないというようなことがありますれば、それぞれの欄にその気付き事項の評価といたしまししょうか、関係が出てくるという形になりまして、それぞれに評価をしていこうということでございます。

ここは、横断領域のところは、黒い点線で少し区分をしてございますけれども、この

横断領域における気付き事項による評価と、それから監視領域、7つの分野の評価とは、この後、これは個別の事項の重要度評価の結果を7つの分類に落とし込む作業ですけれども、その後の総合的な評定に反映をさせる際、あるいは、監視の状態にフィードバックをかけるという場合には区別をして、取り扱いは同列のものではなくて区別して取り扱うということが大事だというような御議論をワーキンググループでもいただいておりますので、そのようなことを明示させていただきました。

というところまでが3回目までのワーキンググループで私どもから御提示をした内容と主な議論の論点でございまして、ちょっと繰り返しになりますが、資料2-4を御覧いただきますと、御説明の中で申し上げた主な議論のポイントということで御議論があった点を紹介させていただいております。

1回目の事業者に検査の主体が変更する部分につきましては、どの程度の詳細度で具体的な検査の内容を規定していくかというようなこと、それから燃料体の設計・認可につきましては、もともと燃料体はいろいろなところで、あるいは何回も使われるという物になりますので、工事計画の認可としてやっていく場合に、その手続きのプロセス、あるいは同一の設計の燃料についての取り扱いといったものは、少し運用上の工夫をする必要があるということで検討が必要だということでございます。

それから、2.のところ2回目、これは先ほどの自律的改善状態というプラスの評価のところを本当に作る必要があるのか、ないのかという議論でございまして。

それから、3回目のワーキンググループの議論のところは、監視領域の7つの分野と横断領域の設定については、今お示しした案は米国のを少しモディファイして日本の規制に合わせるような形、あるいは、日本で今、検査をしている視点として大事なものでいうことで整理をいたしましたけれども、一部、むしろ米国でやっているものをそのままでもいいのではないかというような御議論もありましたので、そういった点については、もう少し検討が必要かなということでございます。

それから、検査の気付き事項が1つの監視領域に複数あるような場合、ですから同じ領域で複数の気付き事項が出ているというような場合の評価の仕方、これの評価手法をしっかりと書かなきゃいけないということ。

それから、先ほど直前に申し上げた横断領域における評価というのは、7つの監視領域の評価とは取り扱いを区別すべきであるという御意見。それで、その上で、横断領域の評価を監視内容にフィードバックをするというようなやり方については、すぐに監視を強めるというようなタイミング的なもの、それから具体的な対応の内容、それから、総合的な評定において、どの程度、この横断領域の評価を勘案するのかといったことには留意が必要であるというようなことが御議論としてありましたので、御紹介をさせていただきます。

私からの御説明は以上でございます。

○更田委員

一気に説明をしてもらったのですけれども、そのほかに参考1の別紙ですか、電事連の

ほうから今のものについても意見をいただいていますけど、これは、パブリックコメントに対する回答のものと、それからワーキンググループでの議論を踏まえたものとそれぞれありますので、むしろこの資料を説明してもらおうというよりは、個々の論点をやっていきますので、そこで主張をしてもらえたと。むしろ、口で言ってもらったほうが、生で言ってもらったほうがいいのではないかと思いますので。

まず、ちょっとその前に、前回会合を書面でのやりとりにさせていただいたので、この中間取りまとめのところ、資料1-2について改めて特に何か御意見があればですけども、ワーキンググループでの個別の課題に入っていったらよろしいでしょうか。

事務局がまとめたものと、そうでないものと、それ以外のものもあると思うのですが、まず、ちょっとワーキンググループの進めている側からすると、資料2-4について、ぜひとも意見をいただいていたということなので、まず資料2-4を1回通して、それぞれの項目について意見をいただいていたって、その後、またこれ以外の点についてもしあればという形にしたいのですが、よろしいでしょうか。

では、よろしければ、資料2-4を改めて御覧いただいて、一つ目が、事業者等が実際にする検査内容に対し、規制機関はどの程度まで詳細に規定するかの整理が必要と。これは、もうそのとおりで、それは必要だよねということではあるのですが、この事業者等が実際に実施する検査内容というものに関して、これも、ある種、例えば公開性等々にも絡んできて、きちんとこういうことを実際にやっています、どうでしたというようなものが、常に、規制当局だけに限らず、一般公衆からも含めても監視できるようになっているんだとしたら、それを改めて先回りしてこれをやらなきゃいけないよと決める必要がないというのは、これは、もう共通理解になっていると思いますけれども、要するに、程度の問題ではあるんですけども。

ただ、検査の内容というふうに小さくとると、例えば、点検手入れ前のデータだとか、それから状態監視だというものに対して、こうあってほしいというのは、これは、要求とすべきなのかどうなのかなんですけれども、点検間隔であるとか、事業者の責任感において進めていく上で、点検手入れ前のデータ、状態監視がどういったものが行われているかによって、当然、機器の劣化の状態であるとか、交換する物が、交換前にどこまで劣化していたかというようなものがきちんと公開なり、ないしは、規制当局に対して、常に求めに応じて届け出できるようになっているのであればというところが条件としていろいろあると思うのですが、

何か、関村先生、まず、どうぞ。

○関村東京大学教授

ありがとうございます。

それで、この2-4の論点でということは、そのとおりだと思いますし、今、更田委員がおっしゃったところも十分重要だと思うのですが、第1回目のところで、ROPのフレームワークを尊重しながら、日本的に進めていく部分については、非常によく理解ができる

ころがまとめられていると思うのですが、2-1の資料で申し上げますと、やはりこれまで規制機関が行ってきた検査と同等の行為が事業者によって確実に行われるかどうかという部分が、これが、例えばリスク情報がここにどのようにうまく組み込まれていくのか、あるいは、検査を規制側が行うときに、この部分については気付きという部分がどのようにうまく反映されていくのかということについては、御説明をいただかなくちゃいけないのかなと思います。

2-1の3ページまで行けば、それも含めてということなので、非常によくわかりますし、それを性能的に書くべきだということはしっかりと提示されているところですが、一方で今まで行ってきた検査と同等な行為がというのは、同等な行為というのは、リスクの観点、あるいは、事業者がどういう情報をここにうまく提示しながら検査をしていくのかというところは、まだ少し、日本独自なものであるからこそ、この辺について中間取りまとめでもありましたようにパフォーマンスベースとかリスク情報を活用したという部分が、うまくかみ合っていくのかどうか、特に最後のところに来るような気付きというものをどのようにここにに入れていくべきなのか、それがちゃんとあるのであれば、より事業者が改善していくところを、この今までやってきたものと同等のものを広く捉えることによって、事業者が持っている情報がうまくかみ合っていくような評価の仕方があるし、それが、それこそ、総合的な評価になるのだと思うのですが、更田委員がいきなりROPの話に入っちゃったような気がしたので、ちょっとそこだけ私は確認をしていただければという意味だけなのですが、質問をさせていただければと思います。

○更田委員

この検査内容という観点からいうと、二通りといいますか、フェーズが2つあるように思っていて、どういう内容で発進するかという話と、それから、定常飛行に入ったときにどうあるべきかというのは、注意深い議論が必要で、定常飛行に入ったときにこういう内容であるべきだと、あったらいいというのでいきなりそれで発進できるかという、これまでの実績なりというものがあるので、移行期をどう捉えるか、それから、将来、実績が蓄積された後にどういう内容に移行していくべきかというのは、これは峻別して議論をしたほうが、きちんと意識した上で議論をしたほうがよいと思っています。

それから、どうしても出発するとき、発進時というのは、これまで規制当局がやってきた検査内容がカバーされているかどうかということ意識しがちなんだけど、必ずしもこれはカバーされていなきゃいけないというものではなくて、議論の余地がありますよね、当然。それから、実施主体の責任が移行するわけだから、その責任主体がこれでいいんだと言えることのほうがむしろ大事なのでしょうけれども、そうはいつでも、延々とここで議論を違いについてはするのは難しいので、発進時に関しては、どうしても今まで規制当局の検査が担ってきた役割を肩がわりするような形でスタートして徐々に変化していくというやり方なのかと私は思っていますけれども、よりもっと高度な発進の仕方があるんだったら、ちょっと提案してもらえればと思いますけれども、最初はちょっと肩がわりなのか

なというふうな理解です。

○関村東京大学教授

そういう御理解だったら非常に結構だと思うのですが、でも、今のお話が明示的に提示されていないことによって、総合的な評価のところとか、それがどういうふうに改善をしていくという意味でのよりよいものにつなげていくかという議論が、分断されちゃうような気がするのですね。そういう意味で申し上げていますので、今のところはきちっとベースにあるのだということであれば結構ですが、必ずしも中間取りまとめのところまでの議論では、それが明示的に出ていなかったものですから、こういう具体化するときに、よりその論点をやっぱり出していただくというところが必要な議論かなと思ったということでございます。

○更田委員

高橋先生。

○高橋法政大学教授

ここまで議論が進んできて、最初に戻って申し上げるのが大変気が引けるのですが、新しい監視・評価の体制の中には2種類あって、要は基準適合性を行政機関が確認する監視・評価と、その後の品質保証、要するに自主的な安全向上活動を含めた形でのトータルな評価と2つあると思うのです。そして、私は、同じ新しい監視・評価制度といっても、性格は違うのではないかなと思っています。法令確認のための監視・評価であれば、行政のほうが直接的な責任を持つ部分が多いので、例えば、私なんかは、素人で申し訳ないのですが、例えば抜き取り検査もあって良いのではないかと思います。燃料について1本や2本抜き取ってみて、しっかり自主検査が行われているかを見るとか、そういうことはあっても良いと思っています。そして、逆に言うと、品質保証のほうは、例えば2つありましたけど、論点としてあった2-2にあるような自律的改善状態みたいな話は、2-2のところでは当然あってしかるべきだと私は思っています。しかし、法令適合のところでは自律的改善状態の話はあり得ないと思いますので、そこは区別して、性格に応じて、この検査はこうあるべきだと、もう一つのほうはこうあるべきだと、少し議論の上で区別していただいたほうが、私にはしっくりくるのです。その点については、ワーキンググループのときは、あまり議論をされなかったのでしょうか。

○山田室長

今日、御説明をさせていただいたものは、先生がおっしゃられた基準適合性の話と監視・評価の話のうちの監視・評価のほうの話だけになっておりまして、基準適合性については、事業者が事業者検査をした結果を確認するプロセスということで、これとは別に法律上、準備をしようというふうに考えております。

したがって、先生の御指摘のとおり、2つは別であって、今回、ここで御説明させていただいたのは、監視・評価で事業者の活動を見るほうだけを、すみません、御説明をさせていただきますました。

○高橋法政大学教授

なるほど。そういうふうに切り分けられているということですね。要するに、基準適合のほうは、性質を分けて、項目を分けて、そこは別に見るということをはっきりさせている。そういうことですね。わかりました。

ただ、でも、それでも自律的改善状態の話はないのではないかと私は思います。使用前検査等で見えてきた部分については、別に自律的改善状態はあり得ないと思うので、そこは区別しておいていただければありがたい、と思いました。

○更田委員

ちょっと資料2-4に沿って進めているつもりではあるのですが、1.(1)のところ、検査内容に係る議論。これは、こういう切り口の項目だったら、事業者のほうから特に意見は出ていないのでしたっけ、これ。

尾野さん、何か。

○尾野電事連原子力部長

よろしいでしょうか。電事連の尾野ですけれど、まず1回目のワーキングのときの議論の中で、我々のほうで幾つか御意見をさせていただいたことの中で、燃料体の検査のことを特に申し上げさせていただいたのですが、これは、いわゆる1回運転が始まりますと、同じものがサイクルごとに何度も入ってくるということなので、そちらについては、合理的ないわゆる型式認定的な取り扱いができないかという趣旨でお話をさせていただいたというのが1点です。

それから、まさに今、議論されているところの話ということで言いますと、まず、今回の制度変更の中で、いわゆる仕様規定的な扱いから性能規定的な扱いに移っていこうということが、ある意味、思想的なバックボーンにあるのかなというふうに思っています。そういうことでやっていくとなると、恐らく我々が検査をする要領ということの中でも、性能規定的なものをどうやって世の中に示していくのかということは、まず一つポイントになってくるのだろうと。

そうすると、それは、やはり学協会の規格基準というものの関係の中で、そちらに整理できていくというようなものもあるでしょうし、あるいは、我々のほうがはっきりと世の中に開示する形でお示ししていったほうがわかりやすいところも出てくるだろうと。多分、その辺りは、少し具体的なものによって整理していかなければいけないのかなというように思っているところであります。

○更田委員

今の尾野さんのお話で、燃料体の話は1.(2)で、次で少し議論をしますけれども、性能規定、仕様規定に関しては、主語を明確にしないと誤解を招くところがあって、規制当局は仕様まで規定しないよと、性能を求めて、その実現方法に関しては、それは事業者が主体的に選択をすればいいことだよと、それは、規制当局側のあり方だけど、事業者側は、私たちはこういう目標を果たそうとしていますというものを宣言するだけでは足

りなくて、我々はそれを実現するためにこのような実施方法をとっていますと、いわゆる仕様の係る部分もきちんと示していく必要があるだろうと。

ですから、仕様について要求するのは、言葉はよくないかもしれないけど、時代遅れだよと、よくないだろうと。これは認識は通っているのだけど、要求しないということと仕様を示していかないということは話が別であって、事業者のあり方としては、性能はこれを目指そうとしている、そして、それを実現するための仕様として、私たちはこういうものをとるというのを、そこで公開性がどの程度果たされるかというのは、大きなポイントだと思っています。

○尾野電事連原子力部長

おっしゃるとおりかと思っております。

ですから、その中で規格基準類の活用の課題が出てきたり、あるいは、我々がどのくらい要領等を開示できるか、もちろん、その中には、さまざまな商業機密ということの知的財産の保護などで簡単に出せないようなものというのがありますから、そういうものを含めてどういうふうにやっていくのが一番合理的にできるかということは、よく個別のことで御相談させていただくのかなということでもあります。

○更田委員

特に、規格基準について申し上げておきたいのは、性能部分、この部分の性能をどのレベルで達成しようかというものに関して、学協会の規格基準を活用されるというのは、これは方向性としてそうであろうと思います。

ただし、その場合においても、公開性や公正さを立証していくということが各学協会も含めて、非常に重い責任を負うことになるだろうし、一方、あまり今度はその実現方法に関してまで学協会規格ということについては、これは弊害があって、というのは責任主体を曖昧化させてしまう。学協会の名を語るというのはあってはならないことで、責任主体は、あくまで丸々発電所は丸々電力が運用していると、それに関しての責任は、当然、その電力が負っているということを曖昧にしてしまうような規格化というのはあってはならないと。これはもちろん言うまでもなく、皆さん、認識されていることだろうと思うのですが、今まで、ともすれば、そうではなかったことも過去にはあったので、それは、言及しておかなきゃいけないし、それから、学協会規格の持つ役割が大きくなるのであれば、その策定プロセスも含めて公正さというのはきちんとこの制度と一緒に育っていかないと。学協会はありますけどね。だけど、そこでの策定プロセスも含めた意味での求められる責任というものについて、きっちり受け皿ができないと、それは、どうしても関村先生、発言あるだろうと思うのですが、これも途中で試行プロセスもやりますけれども、そういったときに学協会の責任という意味で試行プロセスに参加するという形になろうと思います。

関村先生、お待たせしました。

○関村東京大学教授

ありがとうございます。

もう私が申し上げたいことを更田委員がおっしゃっていただいたという意味が大きいと思うのですが、一方で、いきなり検査も含めてですけど、事業者の責任という大きな言葉を、今、同じ言葉で学協会の責任というふうに言いかえてしまうことは、なかなか議論を混乱させることにもつながりかねないというふうに思っています。

そういう意味では、先ほどの性能規定という意味と、それをどういうふうに仕様にしていくかという部分が、かなりいろんな階層構造を持ちながら、これから議論をされていかなくちゃいけないということを、尾野さんも今おっしゃっていただきましたので、そういう制度をじゃあ誰が責任を持ってまずやるかということについては、これは明らかに事業者側のお話であって、そういうインプットをしっかりと学協会の側にぶつけていただくという場をしっかりと持っていただくと。それも公開の場できちんとやっていくというプロセスが必要であって、そういう意味ではJEAC-4209というのは、その議論が遅れている分野なのです。この2007年のときからの改訂、幾つか、何回かやってきたわけですが、これに従前の検査制度ということを踏まえると、当然、リスク情報というのをどのように考えていくかという思想が入るべきだったというところなのですが、それに関しては、残念ながら入ってきていないと。

これをじゃあ、どういうふうに考えていくかということについては、非常に重要な問題で、じゃあそういう問題をどのように責任を持って取り扱っていくかということについては、やはり産業界、事業者が丁寧にそれを提示していくという段階を踏まえないと、いきなり更田委員がおっしゃるような、今まで確かに十分ではなかった部分が大きいと思うのですが、学協会の責任という言葉に帰してしまうには、あまりにも大きな問題を今我々は扱っているのだと。その認識は考えた上で、事業者がどのように学協会も活用していくのかという大きな提案を今せざるを得ない時期に入っているのかなと、そういうふうに思いますし、それをどうやって協力していく体制ができ上がってくるのかというのは、もう多分、これは国民の監視のもとにしっかりとやっていかなくちゃいけないなということが、まず基本的な認識であります。

○安井技術総括審議官

今出ている話は、これ、まさに新しい制度を作ったときに、これから立ち上がっていく瞬間と、その後も含めてなんですけれども、多分、時間によって、特に学協会のような、いわば中間的役割の方々の方々の役割の大きさが変化する流れの中でどこを見るかということを考えなきゃいけないと思うのです。

同時に、今ちょっとたまたま尾野さんがおっしゃったせいもあるのだけれども、学協会規格に依存してというだけでは、それは挙証責任を示したことにはならないし、プラントや事業者ごとのいろんなそのときの評価に応じた適切な、例えば検査頻度とか、そういったものがあるわけなので、だから、ここに依存しているから、依拠はしているからいいんですというわけにもいかないだろうと。

つまり、これから新しい均衡点に移っていかねばいけないのですが、さて、その中で、もしも学協会規格というものが強くこの検査制度の中に折り込まれていくのであれば、我々もかなり議論の中に入り込んでいくこともあるだろうし、同時に、フェアネスの点も国民の方から見て納得がいくようにしなきゃいけないだろうと、こういうバランスの議論は、ちょっと今ここで全部やり切るのは難しいので、別の場でやらせていただこうとは思っていますが、そういうものということで、一応、今日は回答させておいていただきたいと思います。

○尾野電事連原子力部長

求められる性能担保の責任というのが事業者が負っていて、そのために方法を考えるのも事業者の側にあるということは、もとよりでございまして、そうしたことをどう進めていくかということかと思えます。

それから1点、ちょうど今言っていたことと関係があるのですが、バランス点に移行していくまでのスタートポイントというところはどうかということからすると、スタートポイントのところ、特に使用前検査のようなものということであると、現在行われているものが引き継がれていくということが説明できているということが必要だろうというのは、おっしゃるとおりではないのかなというふうに思っております。

○更田委員

1. (1)という意味では、その論点といいますか、御意見はそろったように思うのですが、(2)のほうですが、(2)は話がちっちゃいと言ってしまったら何ですが、これは、以前から言われていることで燃料体等に関して言うと、設計認証がなされたら、例えば美浜3号炉用燃料とか、高浜2、3号炉用燃料というような形で毎回同じ話をやるのかというのは、これを何とかしようというのは旧規制当局においても設計認証制度であるとか、あるいはコード等に関してはトピカルレポートと。ただし、制度が定常状態に入る前に今みたいな状態に至っているので、これは同じ議論が沸いているのだらうと思えます。ただ、これ受け皿も重要であって、例えば燃料の形式に関して設計認証を与えて、そして、その個々の工事認可の際には、その名称が引用されていけばということはあるのかもしれないけど、そうすると、一方で取替炉心の安全解析等々がどのぐらいきちんとしていて、どれだけの公表であるとかそういったものとの受け皿との関係もあるだろうし、もっとマニアックにいえば、B型がA型やっつけたみたいな事例はあるのですね。ただ、あの程度の燃料破損というのは、これは財産保護の問題で安全の問題じゃないという整理ももちろんあるだろうとは思いますが、これはちょっと話があまりに細か過ぎるので、ただ、設計認証に相当するようなものの制度改善を進めていこうということは誰も反対をしないと思いますので、規制当局からしてもこれは規制緩和ではなくて規制のリソースを適正な方向へ振り向ける上でも非常に重要なので、要するに、もっと重要なことをちゃんとやろうということなので誰も反対してないとは思いますが。

それから2.、総合的な評定の評価分類と対応措置の体系について、「自律的改善状態」

の可否について検討が必要。これは、電事連のほうからの書面にも載っているのですが、要するに、合格というもののさらに上という、大変よくできましたというのを置くか置かないかの議論で、そもそもこの自律的改善状態という言葉が悪い。これは、この用語を使わないということを前提に議論しましょう。自律的改善状態って主体的な責任を持っているところが自律的にやっている行動は当たり前なので、自律的改善状態にないのだったらそもそも丸になっていませんので、自律的改善状態が大変よくできましたというのはおかしいので。ただ、一方で丸というか、グリーンライトのさらに上というのを作るか作らないかという、まあ、要するにそういうことです。電事連の紙のほうからすると、どうも一言でいうと嫌だと書いてあるようではあるのだけど、いい子が褒められるとほかの普通の子が迷惑するという、そういう単純なものでもないだろうとは思いますが、ただ、これ制度にとってもチャレンジで、普通の子以上にいい子というのを特定するというのには一定のフェアな基準がないと歪みを生じるので、ここはなかなか難しい論点であろうと思います。御意見いただければと思いますけど、まず事業者からどうぞ。

○尾野電事連原子力部長

これ前回、第2回のときに申し上げたのですが、お手元の資料でいったら第2回の資料の4ページのところで基本状態という標準の状態に対して自律的改善状態と、言葉はどうかという議論はありましたが、よりよい状態というのがあればそれを示してはということですが、申し上げたところというのはここを分けていくということにある意味リスクが小さい状態のところにより大きな精力を注いでいくというようなことはどうでしょうかということが前回申し上げたところなのですが、2ページを御覧いただきたいと思います。

2ページの資料の中に、監視評価のプロセス全体の流れということがございまして、その右端のほうにグリーンの四角い枠がありまして結果の通知・公表という箱がございまして、そのときも申し上げたのですが、結果の通知・公表というのは非常に重要ではないかというふうに申し上げました。米国のNRCのホームページを見るとROPのページというのがあって、ここを見ると、実はその米国全土の発電所がどういう評価を受けているかというのが一目瞭然であるということになります。それからもう一つが、その一目瞭然をさらに詳しく知りたい人のために、例えばファインディングスがどういうファインディングスがあったか、どんな指摘を受けているかというところをクリックすると、検査ごとにこういう指摘がありましたと。こういう指摘はこういう基準、こういう考え方に従って判断して、これはグリーンと判断しましたとかイエローと判断しましたとかということがつぶさにわかるように書いてあると。恐らく、そこのところに線を米国は引いてあるわけではないのだけれども、ROPの結果の公表というものが非常にその基準との兼ね合いでなぜそういう判断をしているかということが明確になるような公表の仕方をしていることによって、実はこの制度が極めて公正に運用されているということが社会から見てもよくわかるという効果があったり、あるいは事業者から見ると、ほかのところこういう指摘がこういう形でされているのかと、我々も気をつけようというようなこともわかるというようなことで、

実はその公表の仕方というところの中でかなり工夫して取り組んでいるところがあるので、すぐというのは難しいのだろうなというふうに思うのですが、ある意味結果の公表の仕方のNRCのホームページのところなどを見ると、ああいう形でやっていくというのが結果的に実をとっているやり方になっているのではないかなというふうに思っているということでもあります。したがって、考え方としてパフォーマンスに影響を与えている状況、アクション・マトリックスなどはそれを見てより基本状態にも厳しくかけていくのをこの程度をはっきりさせていくことが目的ですから、それに徹したやり方でやるのがよろしいのではないかという意見を申し上げさせていただいたわけです。

○更田委員

今、尾野さんが御紹介をくださったNRCのホームページ、多分ここにおられる人は全員よく承知していると思いますけれども、基本的な制度からしてセットになって、その公開性はセットになって導入されるものというのは前提だと思いますけれども、議論を戻すと、その公開性を前提として資料2-2の4ページで自律的改善状態と今ここで呼んでいるものを置くか置かないかに関して言うと、規制対応としてその良好事例が見られる分野等での緩和と書かれている監視緩和というのがあって、私たちはこれを導入することに意味があると思っているのですね。これ自身を導入することは意味はあるけれども、全体の状態をとってもいいですというふうに呼ぶような状態をカテゴリーを置くのは反対というのは、今は、尾野さん、公開性の話を言われたけども、この状態を置くことについての意見という意味とは聞こえなかったのだけど。

○尾野電事連原子力部長

ここに関して言うと、前回申し上げたのは、監視が緩和するというのはこれどういう意味なのかということもあるのですけれど、いわゆる基本状態の基本検査というのが緩和されるということというのは、我々あまりイメージができなかったというのがまず一つです。本来、基本検査でやるべきことはそのままやらなければいけないのだろうと、状態がよくてもというふうに思っておりまして、そういう意味では緩和の意味がよくわからないということがまず一つです。

それから、もう一つは、恐らくここで緩和と言っているのは、どういうところに着目して検査をしていくかという検査官の選択の仕方の運用の議論かなというふうにも思っています。そうだとすると、カラムを分けるというほどでもないのではないかなというふうにも思ったということです。

○更田委員

それは、ちょっと事務局から回答させますので。

山田さん。

○山田室長

ここで想定をしていましたのは、我々がやる監視というものについては抜き取りの割合ですとか、見に行く頻度ですとか、そういうものが基本状態における基本検査よりも数を

減らす。したがって、それに対応していただく事業者の負担も減るという意味での緩和で、確認しなければいけないもの自体を減らすわけではなくて、その確認の方法を減らすことによって事業者の負担が減ることになるので、それがインセンティブにならないかというのがここで我々が考えた内容でございました。

○尾野電事連原子力部長

インセンティブになるかならないかというところの議論というのは一方ではあるのかもしれませんが、私どものほうは抜き取り率の調整というようなことはある意味、我々の側からするとフリーアクセスでものを見られる。あるいはショートノーティスでものが見られるということで、抜き打ち的にフリーアクセスでものを見られますよという検査の仕方からすると、実はわからないことなのですね。なので、これは多分、検査をするサイドの側のものの方や重点の置き方の話で、我々の側の話ではどうもないのではないかなというふうにも思っているわけです。

○更田委員

関村先生、どうぞ。

○関村東京大学教授

今の議論聞いていてようやくわかったのですが、このアクション・マトリックスでは、個々のコンポーネントだったりその検査のことを言っている部分に見えるところと、要するにシステムとしてどのように全体を見ていくべきかという観点と両方があるということなのかなというのが1点、質問事項。それから、ここのアクション・マトリックスで書かれている項目なのですが、よくわからないのは、劣化兆候、劣化状態、深刻な劣化状態、ただ単に一つの軸で劣化が進んでいくというふうに読めちゃうのではなくて、1つの事象が起こって、これはリスクの観点からこうこう、こういう事象であるということの評価している。でも、それが事業者の立場では、繰り返して起こるような事象があるというのがここで定義できるような「深刻な」だったり、「劣化状態」という意味をしっかりとここで提示をしているということであればいいと思うのですが、それがこの項目の中にアメリカの場合は、繰り返し劣化というふうに訳していただいているような、そういうものとしてしっかりと明示されているわけですね。ここは、まさに、このアクション・マトリックスを使ってコミュニケーションのところに一步ステップアップしなくちゃいけないときにはあまりいい言葉になってないという部分があるというのが1点。それで先ほど申し上げた自律的改善状態をしっかりと出していくと私はいいと思うのですが、それは規制側としてきちんとシステムをどのように見るんですかという非常に高度な判断の能力、それからそれに対する説明性が求められていると。両面があるのかなと思うのですが、ここをこういうふうにされた意図が、まだ今、2つの質問といいますか、コメントさせていただいたものから考えると、まだよくわからないところがあるので教えていただければありがたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○更田委員

前半部分、ちょっと事務局に答えてもらいますけど、最後の部分に関して言うと、今、尾野さんと私たちのやりとりでだんだんわかってきたのだけでも、強いインセンティブにならないのだったら、それから事業者が望んでないのだったら、これ規制当局にとってもこの自主的改善状態と呼んでいるこのプラス側のものを置くというのは非常に難しくなる、大変なんですよ、これやっぱり。バツのほうマイナス側というのは、これがだめじゃないかというのは明確にあれだけど、大変よくできましたのほうはよくできましたよりどこが大変よくできましたなんだというのを見るのは非常に高度な判断だし、また、それからメルクマールを置きにくい、線を引きにくいところがあるので、これは私たちにとってインセンティブになるのだったらチャレンジとして採用しようかという議論のものなのだけでも、これがインセンティブに大してなりませんというのだとすると、そうしたら苦勞してまでこっちもこんなことしなくてもいいかということなのですけどね。

あと、前段部分、金子さん。

○金子統括調整官

最初の関村先生の御質問のその結果、何ていうか、それぞれの状態に評価されたときに、要するに、どういうインプリケーションがあるかということだと思えるのですけれども、検査自体の全体のシステムとしてはもちろんマクロで見ると悪い状態になっていけばより監視は強くもちろんなりますし、先ほど申し上げた、例えば頻度の問題とか、サンプリングの数とかですね、そういったものが強化をされていくと。ただ、それは延べ単で全部の領域にやるということではなくて当然何か気付き事項があって指摘をされた領域を中心に検査計画を作って重点化をしていくということでない、その検査のリソースをより安全上重要なところに投入していくということにおいては意味がありませんので、そういう意味でコンポーネント的なのとか、そういう個別に見ていく領域の中でどこに集中をするかということは当然反映の仕方としては入ってくるというふうを考えております。

それから先ほどのその繰り返しみたいなものとか複数のところにそれが顕在化しているというようなことは、ちょっと言葉の中では規制対応という欄の括弧書きで、少し下位クラスの評価事案が複数、または継続してというような形で注書きをさせていただいておりますけれども、それがうまく表現、名前としてはできていないので、まだディベロップが必要だと思いますが、そういう概念は当然入れさせていただいて最後の評定をするというような形にはしてございます。

○関村東京大学教授

いや、そのとおりで何もコメントすべき点はないのですが、やっぱり自律的な改善状態という時間的な変化というものがしっかりと入っているというのがいろんな要素の中に入れているというのが必要なことなので、それが唯一、自律的な改善状態のところに見えているので、こういうものをしっかりと見せていくことが重要だということをほかのところに対してもどう考えるかという議論のほうは私は重要だと思います。というのと、やっぱり、これは、今、インセンティブの話でアクション・マトリックスを見られるという

のは、ちょっと私は議論が不十分で、やっぱりこれは国民が個々のプラントごとにどこはちゃんとやっているのかというものを見るときに、極めて的確なわかりやすいものであって、そういうふうに使っていただくべきだというふうに事業者も規制側もやっぱり議論をしっかり深めていただくべきじゃないかなと思うのですが、今の更田委員のインセンティブがないから努力が必要だからというのはちょっと努力不足を露呈してしまっているんじゃないかなというふうに言われてもしようがないのではないかと。ちょっと、そこは、もうちょっと丁寧な説明をしていただかないといけないなと思いますけど。

○更田委員

ちょっと丁寧かどうかは別ですけども、米国のROPに倣うというのだとしたならば、この右の四つ側の状態でこれを米国のROPと同じものでその中で点検間隔の例えば延長であるとかというのはできているわけだし、要するに一種のインセンティブに結びつく行為というのはこの中でできていると。それから、ですから新たにこの一番左の自律的改善状態と名づけているものを置くことによって何が変わるか。その点検間隔であるとか、それからちょっとこれ制度の中では外国の例をとると実現可能かどうかというところもありますけど、検査料金等々に大きく、これ国によりますけども大きく影響しているところがあって、これは明らかにインセンティブ、非常に高額な検査料金とりますから、結びつくところはあるのだけど、そういったものも基本状態の中までで表現できるのだったならば、実施できるのだったならば一番左を置かなくてもいいでしょうというところの議論に来ているのだと思っています。そして、一番左を置くこと、これ私繰り返し言っていますけども、先行事例がないだけに、というのは諸外国を見てもあまり先行事例がないので、この大変よくできましたというのをどうやって言えばいいんだというのは極めて難しいだろうし、始まったとしたときに一番左をぜひ置くべきだというふうに議論が流れるのだとしても最初からそれができるかどうかは極めて疑わしいところがある。ですから、先ほどの議論に倣うように、出発点と、それから定常飛行のところを、まず私たちは出発点のところを議論しようとするのだったならば、この基本状態までの状態区分によって制度を滑り出させるのが真っ当な判断なのかもしれません。

○高橋法政大学教授

すみません、中間報告においては、検査制度の見直しについて、要は事業者の自己責任で実施されているものを評価して、事業者が的確に改善点を抽出し、改善活動を安全性の向上に結びつけていることについて評価することが適切だと書いてあるわけです。その仕組みがないというのは私にはよくわかりません。事業者の先ほどのお話なのですが、マイナスをきちんとした明確な基準によって公正妥当に評価していくということは当然の制度だと思います。ただし、プラスのことを入れたらそのマイナスのところは恣意的になるかという、そんなこと絶対にあり得ません。そこのところはマイナスの点については公正妥当に基準が決まっていて、それに基づいて実施する。では、プラスのところをどう評価するかという話は、これはいろいろなやり方が多分あると思います。ですから事業者のほ

うで自主的にこういう今まで見えてなかったリスクを発見してこういうふうにつながましたと提案してもらってこれを認定してくださいみたいな制度だってあり得ます。そこは工夫の仕方で多分いろいろあり得る。そういった意味で、私は先ほどの御主張はよくわからない。マイナスの部分について、プラスを入れると何か基準が曖昧になるという御主張は、私には理解できません。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

関西電力、爾見です。

今のところのこのカラム、要否という話になっていますけども、大きくはそのROPの基本のコンセプトというのから考えて、基本状態というのはこれ緑の状態、これは規制リソースをあまり投入せずに事業者の自主的な改善というのがちゃんとされているということを見るというリソースの掛け方で、これはレッドの状態とかからすると2桁、3桁安全側のマージンをとった発見事項なので、時間の余裕もあるしそういうやり方しましょうと。多分、劣化状態と書いてあるのが、兆候状態と書いてあるのが白の状態、これ1桁上がるのでそのコーナーストーンに関しては追加検査。IPでいうと95001で追加検査をして事業者が本当に改善を、是正をしているかどうかを確実に確認する。規制として確認するための追加情報を得る検査をしてきちっとフォローしますという状態と、そういうふうに分かれていて、その一番左にもう一個作ることの意味というのは恐らくその自主的にやることに関してここに線を引かないといけないと。どっちみちグリーンするときでも自主的にやるということを見守るという段階で左側も恐らくそれは必要と。それからその最低限の検査というところを減らすことはもしできないのだったら、そんなに規制の関与の程度としては変えるべきでないところかなという気がしていますというのと、なんでこれこういうふうにならなくて4段階になっているかというと、実際に検査をしてSDPで重要度を判定するには1桁ずつぐらい重要度が違わないとできないのでこういうふうに分かれているのであって、この基本状態と自律的改善状態の間の線をリスク情報で実際に実務として検査官の方が安全上の重要度が非常に小さいところに線を引くという作業、非常に難しいはずで、恐らくこの線は安全から少し離れた線しか作れないのではないかという実務的な懸念もありまして難しいのではないかなという気がしております。

○古作専門職

制度改正審議室の古作です。

まず、今の点は、ワーキングでもお話されたので認識をしておるところでして、最初にアメリカと日本の対比でお話しされましたけども、基本状態、劣化兆候状態となっている、これ四つで、アメリカ五つでということなので、きれいに対応した形にはしていません。なので、どちらかという、劣化兆候状態はホワイトというよりはイエローのイメージのほうで持っていたほうがこちらのイメージと合うのではないかなというふうに思います。一方で、じゃあ、ホワイトはどこなのだとすると、劣化兆候状態にまじっていると思うこともできますし、基本状態にまじっていると思うこともできるかと思えます。現状

その基本状態がアメリカのグリーンと全く同じように今の日本の事業者が対応できているのかというようなことがその1対1ではまってないところでした、ワーキングでも爾見さん言われたように、アメリカのほうではグリーンの状態での監視レベルというのを統計をもってきっちり整理しているということですが、同様の整理で今の日本の発電所の保安活動をしかりと見られるかというところの整理ができるところまで行くとは私は思っていません。なので、ある程度は監視の程度というのがあるだろうということがあったベースで考えると、よくできているプラントについては自分たちで欠点を見つけて改善する場所を見つけて直しているということなので、我々がその状態を見ていけば一通りの安全確保がとれるということになるので、監視の程度は下げられるだろうというふうに考えています。これも実際のどの程度の監視の量が必要でとかという議論をしていかないと、どういふような運用ができるかということもなかなかできないでしょうし、確かに先ほどからの議論もあるように、難しい評価になるということですし、特にリスクの関係からいうと違いはできないと思います、おっしゃるように。ここはその品質管理の程度問題なので、それをリスク評価できないことには、そういうツールにならない限りは出てこないの、現状の手法では難しいと思います。ですから、より一層評価が難しいと言われるのは理解できることなので、それをどういふふうにやればいいのかというのをチャレンジしていきたいというところでの枠で考えています。

○勝田明治大学准教授

説明ありがとうございました。個人的には、かなり言葉をどうするかというのはともかく、おもしろい試みであるというのはあると思います。少なくとも規制側からは監視緩和というメリットもありますという話もありますし、例えば基本状態がずっと続いたときにそれは何も認めなくていいのかという話もあると思います。例えばその新規性とか継続性というのが仮に基本状態で続いたときに、それを評価する仕組みというのがあるのもいいと思いますし、なくてもいいのかもしれませんが、何も考えないという、いきなりそこから切る話にはならないような気はしています。

後は、米国の場合、常に従うつもりはないと思うのですが、やはりいろんなことを試みて、結構10年、20年やってもやっぱりこれは定量的に評価できないというのがあったら結構はっきり切っている例もよくあつたりします。あるいは、すぐ切らずにほかのものと融合したりというのがあります。そういう意味ではいきなりなしというのではなくてもうちよっつとゆっくり考えてもいいような気はしています。確かに横並びで置くべきなのか、後は自律的改善状態、これもしかしたら縮小する形になるのかいろんな考え方あると思うのですが、個人的にこれはおもしろい試みであるし、あるいは一般の人から見たらこれはかなり興味深い1つのチェックポイントになると思います。

確かに、事業者側からこれちょっと消極的な説明はあつたのですが、やはり何をもって消極的とみなすかというのを考えたときに、やはり過去の例を見てみますと、やっぱり余計な仕事が増えてしまうとか、あるいはその横並び体質がやっぱりちょっと根強いとか、

もしそういうのがあるのであれば、それはやっぱり日本が世界レベルになるときに見直していかないといけないので、そこはやっぱりこれをチャンスと思って一気に変えていくという考え方もいろんな見方があると思うのですね。だから、すぐこれをだめとするには、ちょっと僕はまだ早いような気はしています。すみません、ちょっといろいろあるのですが、以上です。

○更田委員

割と意見の大勢というのは見えるようになったのだと思うのですが、ただし、共通理解まではいってないと。これ、まだ、ワーキンググループは続きますし、ここで全ての論点の結論を出すわけではありませんので、第4回以降のワーキンググループで改めて、事務局にも改めた整理をしてもらいますし、ワーキンググループで議論を今日出た意見を踏まえて議論を続けてほしいと思います。

3.の(1)、これは資料2-3の1ページ、監視評価の視点については、監視領域（小分類）及び横断領域の設定をする際に、米国のROPと一部異なるものとすべきか同一のものとするべきか検討が必要と。これは、同一にできないのではないかというのは、私の個人的な意見です。というのは、背景としては、ROPというのは成功事例だというふうに捉えられているけど、あくまで米国における成功事例であって、米国と同じ環境が日本で整っているわけでもないし、米国の事業者が日本で発電所を運転しているわけでもないの、これをそのまま持ってくればいいやというような思考停止はできないのですが、さらに具体的にいうと、資料の1ページでいうと、発生防止、それから閉じ込めの維持の右側にあって、重大事故等対処及び大規模損壊対処となっているところが米国では表現は違うのですが、これはそもそも米国が要求していないことを日本では要求していますし、また表現においても設置許可段階から統一した用語を使っているの、検査でここで用語の統一を図らないと、なかなか私たちのほうとしては調子が悪いと。それから、ついでに細かいことを言いますと、発生防止の隣に影響緩和と書いてあるけど、これは拡大防止なんじゃないの。なんでここに影響緩和があるの。

○古作専門職

審議室の古作です。

この表現は重要度分類指針をベースに記載をさせていただきました。拡大防止という考えもあったのですが、まずは、その重要度分類指針の表現での対応関係を記載させていただきました。これも今後の整理としては考えていきたいと思います。

○更田委員

いや、だからここで、影響緩和という言葉は事故の影響緩和とか何かその修飾がついていけばいいのだけど、普通に影響緩和というと環境影響の緩和というイメージがあって、AMの影響緩和みたいに見えるので、もう少し注意深い表記が必要ではなからうかと思うのですが、山田さん、どうですか。

○山田室長

申し訳ありません。これは、単にmitigationを訳しただけですので、適切な用語にすべきだと思います。

○更田委員

では、その上で、この左の三つのところは用語の適正化を図る上で、右のこの少し濃い色のところですが、これちょっと私のほうからもう既に申し上げてしまいましたけど、これはこういう定義にしたいというのは私たちのほうの意見であります。

よろしいでしょうか。

関村先生、どうぞ。

○関村東京大学教授

結果としては特に問題ないと思うのですが、地震や津波のような外的事象が重要であるって考え方と、従前の深層防護という考え方が必ずしも十分相入れない部分もあるということ的前提にして言葉をこういうふうにちゃんと定義して、今の現行の規制基準に対応した形でこのようなものを今設定しているという説明をしっかりとさせていただくべきで、強化された部分で水密性とかそういう部分をちゃんと見ていくわけですので、こういうことが入るように言葉の工夫と説明の部分ですかね。深層防護の考え方を踏まえるというのは従前の津波がなかった深層防護の考え方を踏まえて読みがちな部分があるので、むしろ新しい深層防護に変わるような概念を前提としつつというようなことが入ってこない、ここだけ遅れちゃっているような印象がやっぱり前からしていたので、そこを含めて重大事故等対処及び大規模損壊というところにうまくつながっていくようなそういうことを説明できるようにしていただければと思います。

○更田委員

それはおっしゃるとおりだと思います。同じことをRisk Informed Regulationというところでも同じことを最後に言おうと思っていたのですが、ただ、自然災害配慮に関して言うと、大体、米国の規制が世界で最も進んでいる規制では全くなくて、大体、恵まれた環境で、恵まれた立地のところに置かれているものに対してとっている規制と我が国のような自然環境でとっている規制とが同じでいいわけがないし、さらに言えばリスクという観点から言えば、自然ハザード起因のリスクの占める割合が全然桁で違うと。だから、基本的にインターナルイベントに対する対処をベースとして考えていいところと、それじゃあ全然だめなところがあるのだから、深層防護なりリスクインフォームドなりという言葉を使うとなったら米国の事例に倣っていればいいのか、例えばIAEAでの議論に沿っていればいいのかは全くないので、それはあっちこっちで申し上げていることではあるのですが、強く意識をしなければならぬだろうと思います。共通要因故障の排除という観点で深層防護の戦略が使いやすい部分と使いにくい部分、地震対策の深層防護って何だというのは、これはまだ確立された議論があるわけではないと思っていますので、深層防護、それから特にリスク情報活用、この双方においてあくまで限定された範囲なのだというのを強く認識する必要があるだろうと思いますので、貴重な意見をいただいたと思います。

古作さん。

○古作専門職

すみません。審議室の古作です。

今の点ですね、当然、新基準適合審査のほうでは、外部事象についての議論大分していただきますので、忘れることは全くないのですけども、ここで監視領域として議論をするといったときに、別で設けることがいいのかどうなのかというところかというと、行為的には結局、地震を考慮する、津波を考慮するといったときに、それによって守るもの、あるいは維持する機能という関係では結局この発生防止だとか、緩和といったところのものになるので、この領域の中の機器、機能に対する検査として、この中身にその自然現象配慮というのが入るものと思って構成を考えてみています。その点を今言われたそこの深層防護の考えに明示的に入れるべきだということはどういう意味合いになるのかということをもうちょっと詳しくお聞かせいただければなと思うのですけれども。

○更田委員

それを私がお聞かせしていいのかどうかよくわからないのだけど、この整理で、例えばここで深層防護を持ち出すことに関して、深層防護だけを持ち出すことに関して違和感はあるだろうというのは、発生防止といったらこれ起因事象以降を捉えているように見えるけれど、今回その監視しようとしているのは、例えばハザードに対してどれだけの監視、モニタリングをやっているかということも含まれているわけで、例えば火山はどうか、天候はどうかのだと、それをちゃんと見ているのだろうと、地震の予兆はどうか、津波はどうかということが大事だと言っているのだけど、その深層防護をこの発生防止から書かれると起因事象以降だけを心配しているように見て、機器にやっぱり目が行って、金物にだけにやっぱり目が行っているように見えてしまうので、そこがやっぱり違和感なのだと思うのです。

○古作専門職

古作です。

よくわかりました。私も最初の発生防止と書くところの部分をどう書いていいのかというのが非常に悩んだところ。まさにそのPSと思われてしまうといけないなという思いがありました。それがアメリカですと起因事象という形になっていまして、それはその起因事象を発生させないようにいろいろな対応をとられるということなので、その点ではハザードの対応ということは当然あるのだろうというふうに思います。ちょっと言葉が悪かったということだと思うのですけども、そこはここで押さえることだと思っていますので、それが誤解ないように表現をしていくということの御指摘と思って対応しようかなというふうに思います。

○山田室長

今ここで御提案しているのはアメリカも同じだと思うのですけれども、このコーナーストーンというのは設備の劣化ではなくて機能の劣化だと思っています。今、古作がPS・MS

と申し上げましたけれども、重要度分類指針もいろんな理解のされ方をしていますけれども、重要度分類指針というのは施設の重要度分類という側面と機能の重要度分類という側面があって、そこが、必ずしも既存の重要度分類指針はきれいに分けられていませんので、実はそれは重要度分類指針の見直しというようなことを進める中ではきちんとやらなきゃいけないなと考えているところでもありまして。結論としては、これは施設ではなくて機能ですので、したがって例えば自然災害で評価だとかが十分でなければ、それぞれの機能全てに対して影響が及びますので、どちらかという自然災害というのは横断的なものとしてこのコーナーストーンに影響はしてくるというものだというふうに私は理解をしています。

○更田委員

同じ理解ですよ。同じ理解だけど、表現がそうになってないということを言っているのです。勝田先生。

○勝田明治大学准教授

今のでようやく説明がわかった感じです。なぜその枠組みとしてはアメリカと近いのですが、なぜその起因事象という言葉を使わなかったとか、何かわかったようでちょっとよくわからなかったもので、ここはやっぱりこの今後混乱のもとになると思うので、ぜひ整理をお願いします。

○更田委員

やはりこれもワーキンググループでこの資料2-3の1ページは磨いてくださいという結論で、議論を踏まえて磨いてくださいということ。

それから、検査の気付き事項が1つの監視領域に複数ある場合の取り扱いについて。監視領域ごとの評価への反映。さらに、これを総合的な評定に反映する際の評価手法を明確にすることが必要と。これも、次もちょっと続けて関連していますので、続けてやりますけれども、横断領域における評価は、総合的な評定に直接的に用いる監視領域における評価とはその取り扱いを区別すべき。その上で横断領域の評価を監視内容にフィードバックする仕方についてはそのタイミングや具体的な対応の内容、総合的な評定における考慮の程度などに留意が必要だと。この文章でわかる人いないと思いますので、ちょっと金子に説明させますので。

○金子統括調整官

すみません。資料はどれを見ていただくと一番よいかというと、資料2-3の7ページを御覧いただいて。(2)で書いたのは、今、例えばこの7ページの図でいうと閉じ込めの維持と書いた三つ目の欄に気付き事項が2つ入っています。気付事項⑤と気付事項⑥というのは白い色になっているのですけれども、こういうようなものができたときに、これ白と白は普通にアメリカでも白のままなのですけれども、それを白のままにするのがいいのか、例えば白掛ける2みたいな評価にするのがいいのか。黄色に1つあげるとかというやり方をするのがいいのかというのが具体的なイメージとして考えられるオプションなのですけれど

も、そういうものをどういうふうにするかということと、さらに、申し上げたようなものを最後のアクション・マトリックスにインプットするときに、重複であったり、あるいは先ほど来、繰り返しかいいうのもありましたけれども、そういったものをどういうふうに足し算をしていくとかいいうことを考えていったらいいかという問題意識が(2)ということでございます。

それから、(3)の部分は、このちょうど7ページ目で並んでいる7つの分野と3つの分野というのは性質も違いますし、定量的な評価ができるかどうかという意味においても性格が違うものであるので、先ほどのアクション・マトリックスに入るところのインプットとしては基本的には7つの領域のものが直接カウントされて、例えば黄色が1つだとどの評定になるかというようなことを考えるわけですがけれども、それに3つの領域は完全に置いていっちゃっていいかということ、必ずしもそうでもないというふうに考えているものですから、それをどういうふうに、例えば総合的な評定の中で加味をしていくのかというようなこと。それから、実際にこの3つの分野、横断領域の中で気づき事項ができたときに、すぐ今やっている検査の中でもう少しここを重点的に見なければいけないのではないかというようなフィードバックの掛け方というのもあり得るということで、監視内容にフィードバックする仕方というような形でタイミングとか具体的な対応の内容というふうに書かせていただいたと、そういう中身を表してございます。

○更田委員

最後の1点を除けば、ちょっとここで議論するには少し細かいかなというところがあって、ワーキンググループではこういったことを議論しているという報告という意味で受け止めるのでいいと思うのです。ここで仕組み、やり方についてどう足し合わせていくか云々と議論するのはほぼ不可能なので。

関村先生、どうぞ。

○関村東京大学教授

いや、そこも含めて意見があるのですが、やはり総合的な評価ということとクロス・カッティング・エリアのこの記述の仕方というのについての議論のレベルが少しこれもアメリカのと言っちゃいけないのですが、本来もう少し深めていただかなくちゃいけないところがあって、2つあるということで時間的につながっているということをどこでどのように、クロス・カッティング・エリアで見えるのか、それとも個々のコーナーストーンのところで見えるのかという議論を整理していただければ、私はいいのかなというふうに思います。ですから、ちょっと問題設定を2、3というふうに分けられていることが、まだ、私が納得いかないところがあって、やっぱりこれこそ全体としてどういうふうに見ていくかということ議論していただいて、特に総合的な評価という、評定というものの意味づけについて、いま一步わかりやすいものをきちんと提示していくということが必要かなと思いますし、これがROPと比べて的確なものになっているかどうかという観点から一度見直していく必要があって、少し十分さが現時点では言葉の記述という面なのですが

足りない部分があるのかなというふうに思っています。

○更田委員

であるからこそ、ちょっと最後の1点と申し上げたのは、最後の1点だけ少し意見を伺いたいのは、この横断的な部分とそれからその総合的な評定というところ、ちょっと用語があまりふさわしくはないのだけど、要するにこの横断的な部分、クロスカッティングのものに対する評価をフィードバックさせるのか、あるいはこれはもう全く別物なのか。全く別物ではないだろうけれども、ただ、これも簡単ではなくて、例えば横断領域でのクロス・カッティング・イシューでの気づきなり評価をどう反映させるのかというのは、これはある種、制限のあるものなのかなと思っているのですが、ここに関して、これ具体的な御意見でなくても構わないのですが、見解といいますか感触でも構わないのでそれぞれ御意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

事業者、どう。事業者は明確なのだよ、割と。

○尾野電事連原子力部長

ありがとうございます。電事連、尾野です。

まず、この話は非常に難しい話だというふうに私は思っていて、軽々にどちらというふうに判断するということについてもなかなか難しいのだろうなというふうに思っているのですが、ただ、我々が思っているのは、その横断的分野とそれからコーナーストーンの一番の違いというのは、コーナーストーンは何に対して安全が阻害されているかということを確認しながら、まず議論が始まっていくというところ。従いまして、そこから出てくる気づきというものが例えば3つとか4つ出てきたときに、出てきた気づきがクロス・カッティング・イシューのどこに関わるのかなという見方というのは、これは多分現実にできることだろうと思っていると。一方、そのクロス・カッティング・イシューのほうから議論始めていくと、今、行われている活動はこのクロス・カッティング・イシューのどれに相当するだろうかとかという見方で網羅的に見始めると、これは何ていうんですか、実際に問題が起こっている玉を見つけるというのは非常に難しいことになってくると、そういうことからいうと、我々の感覚としては、コーナーストーンが明確にあるものから具体的な気づき事項が起こったものを分析するときにはクロス・カッティング・イシューの考えで分析されるという、多分こういう順番になるのがいいのではないかとこのように思っているということです。一方、これ我々の保安検査導入初期の苦労したポイントの1つではあるのですが、品質保証というものはある意味、非常に横断的なクロス・カッティング・イシュー的な性質があるのですが、まず品質保証の規定を頭に置いて、この活動はこの規定に合っていますかという見方をしていくとあらゆるものがそう見られるわけなのですが、そこから入っていくと、実際に悪いところを見つけるために必要なペーパーワークの量というのが膨大なものになっていって、結果的にその発電所の現場での仕事というのが紙の仕事になっていってしまったという、ある意味お互いに辛い経験を持っているわけなので、そのクロス・カッティング・イシューを入り口に考えていくのか、コーナース

トーンを入り口に考えていって出てきた結果をクロス・カッティング・イシュー的に分析するのがいいのか。これは、入り方を間違えると多分効果的にもものを見つけるというやり方が全く変わってしまうのだろうというふうに思っていますということです。

○更田委員

どちらもわかるのだけど、恐らくクロスカッティングから入っていくというのではないか、あるいは極めて難しいのだろうと思って、大体、一般にはコーナーストーンで何か気づいて、この背景には何かあるのではないかとやっている、クロスカッティングにおける問題が見つかってくるという、そういう一般論としてはそうですね。服装の乱れは生活の乱れとかというのがなくはないけれど、それをね、このROPでどうこうというものでは、どうこうということではあるのだろうけど難しいだろうと。だからアプローチとしてはコーナーストーン、プラクティスとしてはそう入るのだと思っていますけども。

○古作専門職

すみません。審議室の古作です。

今言われたのは、検査の単位の話と評価の話というのは、ちょっと混在して言われてしまっていて、基本的に検査の実態の状況からいこうと言われるとおりに思いますけども、評価はそのアウトプットで出てきた指摘だったり、気づきだったりというところを議論する場として枠を設けている話ですので、いきなりクロスカッティングが何とかと、そういうのではなくて、個々の検査において気づいたところでの横断領域での気付き事項というのをどう分析をしていくか、評価をしていくかということです、スタートがどうのこうのという話ではないというふうに思っています。

ついでに横断領域のその気付き事項でインプットとして一番想定されるのは、キャップ活動なり、不適合処理の中でどの程度の議論を事業者側がやっているかと、そこは十分議論ができていくかどうかといったときに、不足の点があったらそこはなんで不足しているのかというようなどころというのを議論していくというのが一番想像のつく範囲かなというふうに思います。それ以上の安全文化のところでの服装の乱れがというようなどころはなかなかこれからチャレンジをしていく領域なので、それもそこからさらに安全が劣化していくという状態に行くまでには相当のタイムラグがあると思いますので、それ以外のところでも多分、劣化状況が見てとれるはずですから、そこはあまり気にして議論する必要はないのかなというふうに思います。

○更田委員

評定においてもフィードバックというのはなかなか難しい話なのかなと思っていて、もっと深層にあるものだから、クロス・カッティング・イシューにおける評定というのは。ただ、これは、まだ意見があるのだろうと思います。すみません、お待たせしまして。

○関村東京大学教授

クロス・カッティング・イシュー、日本語でしゃべるときなかなか難しい問題があるということで非常によく理解をしているのですが、先ほど尾野さんのほうは品質保証を取り

上げながら議論されてきたのですが、品質保証という旧来の概念が品質保証マネジメントシステムになってリスク情報の活用ということになってリスク情報を活用したデザイン・メーカーになり、それがインテグレートドなものになる、発展形がいわゆる今、尾野さんがおっしゃっている品証という概念の現代的なものなので、こういうものを取り込んでいくと。リスクも含めたことを申し上げれば、さまざまな評価において、どのような不確実性の配慮というのがきちんとなされているかという観点から横断的に判断の良し悪しを見ていく。さらに、現状を把握する能力というのが事業者でどうあるのか。現状を把握するだけではなくて、現状があるべき姿とどのような違いがあるのかということもどのようにうまく把握しているかということもここでは評価していくと。それがヒューマンであったり、文化というものに横たわっている組織的な問題だったりということも考えていく。これが横断的なものであるというふうに、私は考えて、こういうことはROPの考え方を学生に説明するときはそういう言い方で今講義をしているのですが、もし、やっぱりここで勉強しなくちゃいけないこともあると思いますので、さらに今のような説明で不十分な部分があればということもグレードアプローチとか、時間的な進展の度合いも含めて、さらにこのクロス・カッティング・エリアのところでも足すべきところが、やっぱり日本としては、ここも含めてということも考えちゃいけないと思うんです。でも、その背後にあるのが根本原因分析に関わるようなさまざまな能力だったり、ガイドラインであったり、どういうところをデータとしてちゃんと持ってas foundのデータがどのようになっているかという基盤的なところは当然それに含まれてくるのがこの横断的なものだろうと思いますので、ベースになっているさまざまな活動も含めてどういうふうに見ていくかというところが非常にここでは重要な問題だと、私はそういうふうには考えているのですが、意見とか、それをどうやって的確な言葉にしていくかというのがなかなか能力がないわけですが、そういうことについては議論を積み重ねていくべきだろうと思っています。

○更田委員

今の御指摘は少しちょっと広い範囲ですけどね。クロス・カッティング・イシューの取り扱いはいいですし。

○関村東京大学教授

ベースにあるものも踏まえてということは、必ず必要なものだというふうに思います。

○更田委員

そう思います。受け皿がないのに、その高尚な制度を作ろうとしても、例えばRCA一つにしてもガイドであるとか、これは事業者だけではなくてこちらがRCAをどう見るかというようなものは予見性を持たせなきゃならないから文書化を進めようとしていますし、そういう受け皿の問題にも絡むのだらうと思います。

平野さん、何か。

○平野企画調整官

ありがとうございます。平野です。

先ほど、事業者の方から、ほかの共通分野ではなくて個別の分野で何か事例があって、その分析を共通のほうのエレメントで分析するというふうにおっしゃいましたが、必ずしも私はそっちの方向だけを考えるのがいいということではなくて、例えばあるところで安全文化の検証といいますか、足りないものが見つかったという場合、これはやはりマネジメントのリーダーシップが機能してない可能性がある。だから、ほかの分野でももしかしたらあるかもしれないということで見るとということももちろん考えられるので、そういう意味ではフィードバックする仕方というのを議論するのはそんなに悪いことではない。ですから、一方方向ということに決めつけずに、やはりフレキシブルにどちらからでもアプローチできるような形にするというのがこのクロスカッティングの重要性からすれば、そういうふうにするべきだというのが私の意見です。

○更田委員 確かに、米国でそのROPを制度として整える際の議論のときの1つは、非常に大きな時間が割かれた議論は安全文化の劣化の兆候って、これはNRCの場合は安全文化のポリシーステートメントの中でトレイトが並べられているけども、あれよりも先行して、ポリシーステートメントよりも先行してROPの議論の中で安全文化の劣化の兆候というのがずっと並んでいて、それをベースにNRCは安全文化のポリシーステートメントを作ったので、まさにその彼らは検査制度の議論をやるときに安全文化の劣化の兆候はどこで捉えるかという議論もやったのですけども、そうすると、10年かかるかなというのが日本の悪いところなのですけれども、ただ、やはりこれは関村先生の御指摘にも重なるところがあって、受け皿がないといけない。ここでクロス・カッティング・イシューのエレメントとしてセーフティカルチャー的なものを捉えようとする、やはり最初は輸入になるのかもしれないけれども、私たちも検査官に一定の指標なり、方向を与えないことにはなかなかこの横断的要素に関する監視ってできませんし、一方、監視を受ける側にしてみたら何を見られるのだというのはとっても重要だと思いますので、これはできるところまで頑張ろうと、そういう話なのかな。

尾野さん。

○尾野電事連原子力部長

今の更田先生のお話、あまり私わからなくて、そのとおりです。それから、その前に平野さんがおっしゃったことについてですけれども、まず、多分、あまり僕も認識が違わないところがあるなというふうに聞いていて思ったのですけど、クロス・カッティング・イシューから入るとするのは難しいですよというふうに申し上げたのは、基本検査で最初に入っていくときだと思っていて、そこで何か出てきて、そして次の検査をする際、あるいは追加の検査をしなきゃいけない際に、クロスカッティング的なところを、しっかりある特定の分野を見なきゃいけないというようなことがあれば、そこから入っていくというのは、その組み合わせとしてはあるだろうというふうに思います。実際、米国のROPでも基本検査の結果でクロス・カッティング・イシューの兆候がいろいろ出てきて分析された場合には、そこについて次の検査で厚く見ていくというような概念も入っていますので、そうい

うやり方に入るのだろうなと思っています。最初からクロス・カッティング・イシューということでもないのだろうということで、恐らくおっしゃっていることはあまり違いがないんじゃないかなと思いました。

○勝田明治大学准教授

既に安全文化のちょっと言葉が出てきたのでちょっと重なるかもしれないのですが、僕もこの安全文化醸成活動という言葉が確かにわかりやすんですけど、やっぱりわかりやす過ぎて何でもかんでもここに放り込んでしまいがちなところもあるし、じゃあ、安全文化って何かという話になっちゃうと、またそれは別な議論になりますし、ちょっとこれの扱いは難しいなと思っていたのですが、ちょっとこの9ページのところのアメリカの例ですか、この日本語訳があるのでそれを見ると、安全文化であえてこういう言葉を使ってないのかわかりませんが、「安全を重視した作業環境」と。かなり具体的に例えば、「報復を恐れることなく事業者の上司やNRCに安全の懸念を自由に提起できる環境」とか、かなり具体的に見ているところがあるので、やはりその安全文化という言葉、使ってもいいのかもしれないのですが、もしやるとしたらここにも、アメリカのここに書いてあるぐらいの、特に、この最初に今、僕が言ったところは、かなり日本だからこそこれやらないといけないような気もしていますので、かなり具体的にこういうところをこれから考えていってほしいという依頼です。

○更田委員

それは、監視だけではなくて安全文化の劣化の兆候というふうに先ほど申し上げましたけれども、それは比較的、具体的に明確に書かれていて、そうでないと、それじゃないと安全文化のレベルを見てると言われて手ぶらで送られたってわからないわけですよ。ですから、極めて明確にあります。例えば、異論をきちんと発出できる環境にあるかどうか。そして、異論を言った人間が守られている制度ができていくかどうかといったようなものは極めて具体的な事例がありますので、ですから、そのかなりの多くの部分というのは先ほど輸入という言葉を使ったのですが、先行事例の先行の良好事例に倣って、やはり私たちはこのクロス・カッティング・イシューに関しても検査官に対してはガイドのようなものを文書化して、それも公開して、環境が一緒についてこないとなかなかできないだろうと思っています。

それで、この2-4については御意見をいただいたのでワーキンググループでさらにその御意見を踏まえて議論を続けてほしいところ。それから、資料等はきちんと磨いてほしいもの。これ以外に何か特におっしゃりたい、ここでという御意見ありましたら。

勝田先生、どうぞ。

○勝田明治大学准教授

すみません、もう時間も押しているのに申し訳ありません。簡単に2点あります。この会議で議論してほしいというわけではないのですが、ちょっとほかに言うところもないので、ちょっと思ったことを今言おうと思います。

NRCのときもそうだったと思うのですが、特に今のここの議論では、現場の視点でというところに議論を進めているのですが、やはりその安全性ということを見ると、いわゆる経営層というんですかね、上のトップレベルの人たちのコミットメントをどういうふうに引き出して、どういうふうに例えば安全性を見るかという、結局幾ら現場で頑張ってもその経営層の人たちが動いてくれなかったら、あるいは考え方が無関心だったら仕方がないので、そういうのはここでの議論ではないかもしれないのですが、やはりそういうのはどこか念頭に置いて、どこかでそういう話もしてほしいというのがまず1点です。

2点目は、ちょっとセキュリティの話です。コーナーストーンの話でセキュリティというのは入っているのですが、今後、恐らく規制委員会からウェブサイトでいろいろばあつと情報が出てくると思うのですが、そのセキュリティというのを出したときに、ある意味、脆弱性を示すことになるので、そういうときはどういうふうに出していくのかというところのちょっと考えがあったら、今、答えが欲しいというわけではないです。

あと、それに絡むことなのですが、僕が覚えているのはアメリカの9.11のときですね。アメリカのそのNRCのサイトがもう急に見られなくなってしまって、そのとき本当に驚いたのですが、その情報を普段出していて、何か有事の際にどういう法律に基づいて情報を消すのか。僕はシャットダウンしてほしいと言っているわけではないのですが、そういうのはどういうふうに扱っていくのかというのも、またどこかで議論してほしいと思います。すみません。以上です。

○更田委員

3ついただいた御意見の中で真ん中のセキュリティに関するものだけは、これはかなりテクニックの部分なので、これは具体的な議論をしていかなきゃいけない。最後は決めの部分にはなるのだろうけれども、セキュリティの部分というのは具体的な議論をしないと制度が進んでいかない部分がある。

1つ目のトップのコミットメントって安全文化というと、どうも従事者のどうこうとなりがちだけど、安全文化で一番大事なものはリーダーシップであって、それはトップのコミットメントなので、これはもちろんその安全文化の劣化の兆候を捉える上で非常に重要なものになるでしょうし、また、これは継続的な議論をするものなので、この場というか、勝田先生御自身に関していえば炉安審、燃安審ですので、そういったものでの話題として提案をしていただければというふうに私は思います。

それから、ウェブサイトに関しては、確かに緊急時にウェブサイトをどうするかというような議論というのは今までしたことはなかったので、緊急時に特に原子力災害時にこういう情報を伝えなければならないという、伝える方向の議論というのは随分しているのですけれども、その他ウェブサイトをどうすべきかというのは、それがその起因が自然災害であったりないしはテロであったりといったものを念頭に置いて、緊急時に私たちの情報公開をどうしなきゃならないか。これは、災害対策というのと交えて、まず規制庁として引き取ってどこかの機会です。どこの機会かな。災害事前対策というのはあるけれども、ス

コープがずれるので、これはテイクノートいたしまして、どうレスポンスするかは改めてお伝えはしますけども、炉安審、燃安審事務局困るかもしれないけども、炉安審、燃安審でおっしゃっていただくのも一つの考えかというふうには思います。

ほかによろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

山田審議官。

○山田室長

電気事業連合会が出していただいた資料の3の1.(2)のところなのですが、ちょっとこれ読み方いろいろあるかなと思うところがあるので、念のために申し上げるところなのですが、ここは現行の制度と変えるつもりはありません。保安規定で従来は申請をしていただいていますけども、保安規定の認可で決めていただくという考え方をしております。これ読むと、13・18・24のどこにどのプラントが属しているのかも保安規定で事業者が決められるというふうに読めますけども、そこまで今回変えるつもりはありませんので、もしかすると同様に思っていたのかもしれませんが、読み方は二通りあるので念のために申し上げさせていただきます。

○尾野電事連原子力部長

この記述は、要は、現行で既にある制度がありますから、その制度を今回これによって変わるようなものでもないでしょうというふうに思っていますという意味です。

○安井技術総括審議官

炉安審、燃安審の事務局です。先ほどの勝田先生のおっしゃった緊急時という言葉が実は非常に曖昧に使われておりまして、自然災害とか普通のむしろ私どもが見るべき原子力災害ですね。この種の緊急時は、それは情報を供給するのが私どもの非常に重要な役割で、それによって災害対策やいろんなことができますので、これは、もうそれはほとんど私たちはほとんど議論の余地がないと思っていますのです。ただ、その極めて特殊な例がありまして、なかなかちょっとオープンな議論にはなじみにくいのですけれども、プロテクション系ですよ。これは、ちょっと話は別。それからもっと違う、9・11はもっと違うものでしてね。これは、ちょっといわば原子炉等規制法を見ている私どもという世界ではなくて、政府機能といわば外からのアタックの中で政府機能をどう守るかというのが議論だと思のです。ですから、ちょっと幾つか議論をきちっと分けないと、ちょっとあまりに広く問題提起をし過ぎると少し混乱するかなと思したので、私ども少しボールを受け取って勉強しておきますけれども、ちょっとそういうふうにお考えいただければとは思います。

○更田委員

ほかによろしいでしょうか。

次回をかなり年末押し迫ったところに設定はしていますけど、それについては改めて、またですか。もう設定はされていますか。

○金子統括調整官

改めて日程の詳細は御連絡を申し上げますけど、一月強後ぐらいに、今日の御議論もいただいたので、電気事業連合会から出していただいている論点も今日も議論がたくさんあった点がありますので、ワーキンググループでまた一月ぐらい議論させていただいて、その成果を年末ぐらいに御議論いただければというふうに思っております。

○更田委員

それでは、時間を超過してしまいましたけども、御議論いただきましてありがとうございました。以上で、検査制度の見直しに関する検討会を終了します。ありがとうございました。